

投資信託説明書  
(請求目論見書)

使用開始日 2024.10.16



# MAXIS 日経225上場投信

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

この目論見書により行う「MAXIS 日経225上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月15日に関東財務局長に提出しており、2024年4月16日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 発行者名     | : 三菱UFJアセットマネジメント株式会社            |
| 代表者の役職氏名 | : 取締役社長 横川 直                     |
| 本店の所在の場所 | : 東京都港区東新橋一丁目9番1号<br>株式会社東京証券取引所 |
| 縦覧に供する場所 | : (東京都中央区日本橋兜町2番1号)              |

## 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第一部【証券情報】           | 1  |
| (1)【ファンドの名称】        | 1  |
| (2)【内国投資信託受益証券の形態等】 | 1  |
| (3)【発行(売出)価額の総額】    | 1  |
| (4)【発行(売出)価格】       | 1  |
| (5)【申込手数料】          | 2  |
| (6)【申込単位】           | 2  |
| (7)【申込期間】           | 2  |
| (8)【申込取扱場所】         | 2  |
| (9)【払込期日】           | 2  |
| (10)【払込取扱場所】        | 2  |
| (11)【振替機関に関する事項】    | 2  |
| (12)【その他】           | 2  |
| 第二部【ファンド情報】         | 3  |
| 第1【ファンドの状況】         | 3  |
| 第2【管理及び運営】          | 25 |
| 第3【ファンドの経理状況】       | 35 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 52 |
| 第三部【委託会社等の情報】       | 52 |
| 第1【委託会社等の概況】        | 52 |
| 約款                  | 84 |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

MAXIS 日経225上場投信（「ファンド」といいます。）

※「MAXIS（マクス）」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF（上場投資信託）シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高（MAX）の品質」と「お客さまの投資の中心軸（AXIS）」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は1口当たり7,377円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、原則、取得申込受付日の午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。午後3時過ぎに受け付けた取得申込みは翌営業日を取得申込受付日とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

取得申込受付日の基準価額とします。

なお、原則、取得申込受付日の午後3時30分までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。午後3時30分過ぎに受け付けた取得申込みは翌営業日を取得申込受付日とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定める額  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

(6) 【申込単位】

1ユニット以上1ユニット単位  
委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。  
受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。  
申込に係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

(7) 【申込期間】

2024年4月16日から2025年4月15日まで  
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。  
販売会社は、下記にてご確認ください。  
三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する株式等を販売会社に引き渡すものとします。  
各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。  
上記にかかわらず、販売会社が株式等の受渡または支払いの債務について株式会社日本クリアリング機構（「清算機関」といいます。）が負担する場合には、清算機関を通じて、受託会社の指定するファンド口座に移管または払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数（日経平均株価）の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

追加信託の限度額は、5兆円相当額です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

##### 商品分類表

| 単体型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類       |
|---------|--------|-------------------|------|------------|
| 単体型     | 国内     | 株式                | MMF  | インデックス型    |
|         | 海外     | 債券<br>不動産投信       |      |            |
| 追加型     | 内外     | その他資産<br>( )      | ETF  | 特殊型<br>( ) |
|         |        | 資産複合              |      |            |

##### 属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態  | 為替<br>ヘッジ | 対象<br>インデックス | 特殊型            |
|--------|------|--------|-------|-----------|--------------|----------------|
| 株式     | 年1回  | グローバル  | ファミリー | あり        | 日経225        | ブル・ベア型         |
| 一般     | 年2回  | 日本     | ファンド  | ( )       | TOPIX        | 条件付運用型         |
| 大型株    | 年4回  | 北米     | ファンド・ | なし        |              |                |
| 中小型株   | 年6回  | 欧州     |       |           | オブ・          |                |
| 債券     | (隔月) | アジア    | ファンズ  |           | その他          | ロング・           |
| 一般     | 年12回 | オセアニア  |       |           | ( )          | ショート型/<br>絶対収益 |
| 公債     | (毎月) | 中南米    |       |           |              | 追求型            |
| 社債     | 日々   | アフリカ   |       |           |              | その他            |
| その他債券  | その他  | 中近東    |       |           |              | ( )            |
| クレジット  | ( )  | (中東)   |       |           |              |                |
| 属性     |      | エマージング |       |           |              |                |
| ( )    |      |        |       |           |              |                |
| 不動産投信  |      |        |       |           |              |                |
| その他資産  |      |        |       |           |              |                |
| ( )    |      |        |       |           |              |                |
| 資産複合   |      |        |       |           |              |                |
| ( )    |      |        |       |           |              |                |

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

|         |                       |  |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型                   | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。   |
|         | 追加型                   | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。  |
| 投資対象地域  | 国内                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|         | 海外                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|         | 内外                    | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。  |
| 投資対象資産  | 株式                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  |
|         | 債券                    | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  |
|         | 不動産投信（リート）            | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|         | その他資産                 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  |
|         | 資産複合                  | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
| 独立区分    | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。  |
|         | MR F（マネー・リザーブ・ファンド）   | 一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。   |
|         | ETF                   | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類    | インデックス型               | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。  |
|         | 特殊型                   | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。   |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

|        |    |      |                                      |
|--------|----|------|--------------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般   | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。      |
|        |    | 大型株  | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
|        |    | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があ         |

|        |                                      |   |
|--------|--------------------------------------|---|
|        |                                      | るものをいいます。   |
| 債券     | 一般                                   | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。  |
|        | 公債                                   | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 社債                                   | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。   |
|        | その他債券                                | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。   |
|        | クレジット属性                              | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
|        | 不動産投信                                | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。  |
|        | その他資産                                | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。  |
| 資産複合   | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |   |
| 決算頻度   | 年1回                                  | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 年2回                                  | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 年4回                                  | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 年6回（隔月）                              | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 年12回（毎月）                             | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。  |
|        | 日々                                   | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。  |
|        | その他                                  | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。   |
| 投資対象地域 | グローバル                                | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 日本                                   | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 北米                                   | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|        | 欧州                                   | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|        | アジア                                  | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|        | オセアニア                                | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  |
|        | 中南米                                  | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。  |
|        | アフリカ                                 | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |

|          |                       |  |
|----------|-----------------------|--|
|          | 中近東（中東）               | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。   |
|          | エマージング                | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                     |
| 投資形態     | ファミリーファンド             | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。   |
|          | ファンド・オブ・ファンズ          | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。   |
| 為替ヘッジ    | あり                    | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。   |
|          | なし                    | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。   |
| 対象インデックス | 日経225                 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。   |
|          | TOPIX                 | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。   |
|          | その他                   | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。   |
| 特殊型      | ブル・ベア型                | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。                        |
|          | 条件付運用型                | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
|          | ロング・ショート型<br>／絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。  |
|          | その他                   | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。  |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。



## ファンドの目的

対象指数(日経平均株価(日経225))の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

日経平均株価(日経225)に連動する成果をめざして運用を行います。

ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を日経平均株価(日経225)の変動率に一致させることを目的として、日経平均株価(日経225)に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に対する投資として運用を行います。  
個別銘柄の株数の比率は、日経平均株価(日経225)における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。

### <日経平均株価(日経225)について>

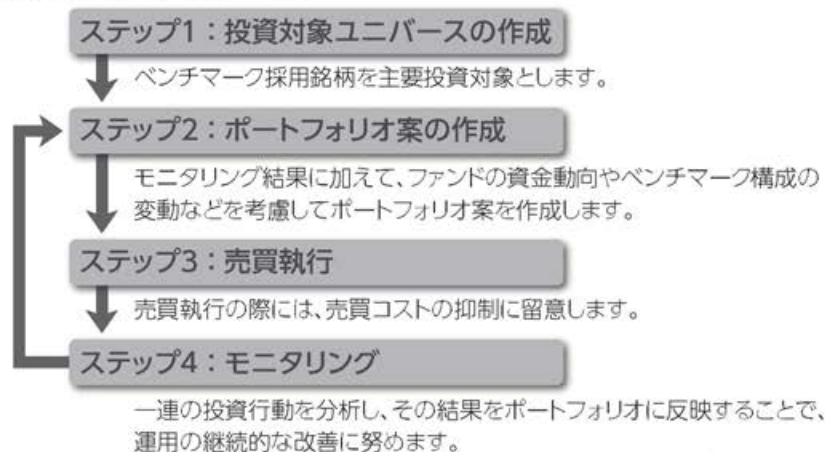
#### 日経平均株価(日経225)

日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。  
当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。

#### 算出方法等

日経平均株価(日経225) = 日経平均採用225銘柄株価合計 / 除数(小数第3位を四捨五入して第2位まで算出)  
採用225銘柄の権利落ち、銘柄の入替えの場合は原則として除数を修正します。採用銘柄が除外基準(プライム市場以外への市場への異動、整理銘柄または特設注意市場銘柄への指定、上場廃止および市場流動性が他の銘柄と比べて相対的に低い等)に抵触した場合は、銘柄の見直し・新規銘柄の補充が実施されます。(2021年10月導入の「株価換算係数」は、導入時点の構成銘柄に対して設定されていた「みなし額面」を基準に設定しています。なお、計算式に変更はありませんが、株式分割・併合に際しては除数ではなく、「株価換算係数」を変更する場合があります。)

### <運用プロセスのイメージ>



上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

## ■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

### 受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

・東京証券取引所

### 取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

### 受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

## ■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### 分配方針

#### 年2回の決算時に分配を行います。

- ・年2回の決算時(1・7月の各16日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客様の投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

「日経平均株価(日経225)」の著作権等について

「日経平均株価(日経225)」は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」自体および「日経平均株価(日経225)」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価(日経225)」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。

ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社は、その運用およびファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価(日経225)」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

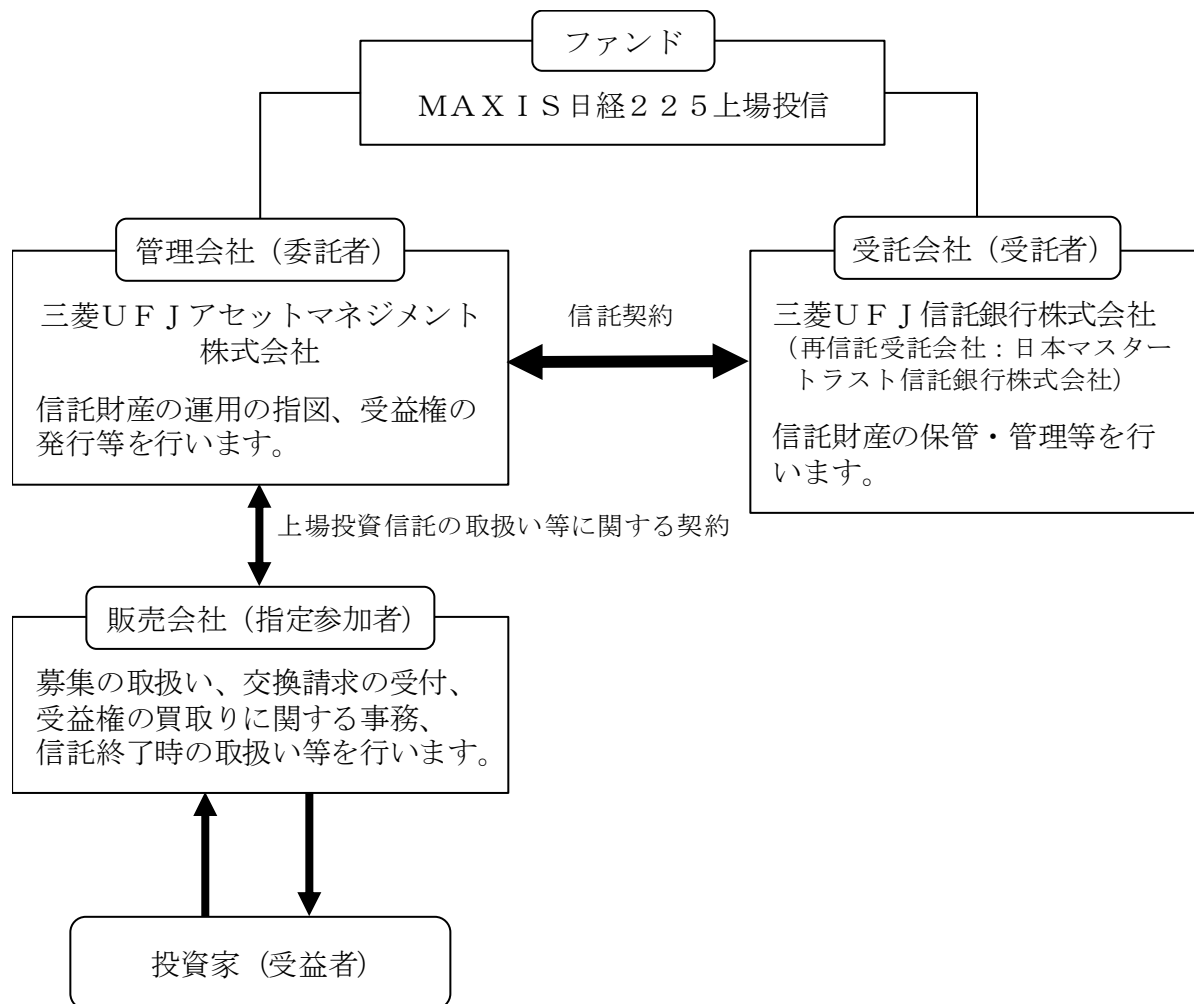
|                                       |
|---------------------------------------|
| 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 |
|---------------------------------------|

## (2) 【ファンドの沿革】

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 2009年2月24日 | 設定日、信託契約締結、運用開始                     |
| 2009年2月25日 | ファンドの受益権を大阪証券取引所に上場                 |
| 2013年7月16日 | 東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合により東京証券取引所に上場 |

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ①委託会社およびファンドの関係法人の役割



## ②委託会社と関係法人との契約の概要

|                                      | 概要  |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約<br>「信託契約」              | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。<br>なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約<br>「上場投資信託の取扱い等に関する契約」 | 募集の取扱い、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いに係る事務の内容等が定められています。   |

## ③委託会社の概況 (2024年7月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 404 号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

- 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

| 株主名                   | 住所                | 所有株式数    | 所有比率   |
|-----------------------|-------------------|----------|--------|
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 211,581株 | 100.0% |

## 2【投資方針】

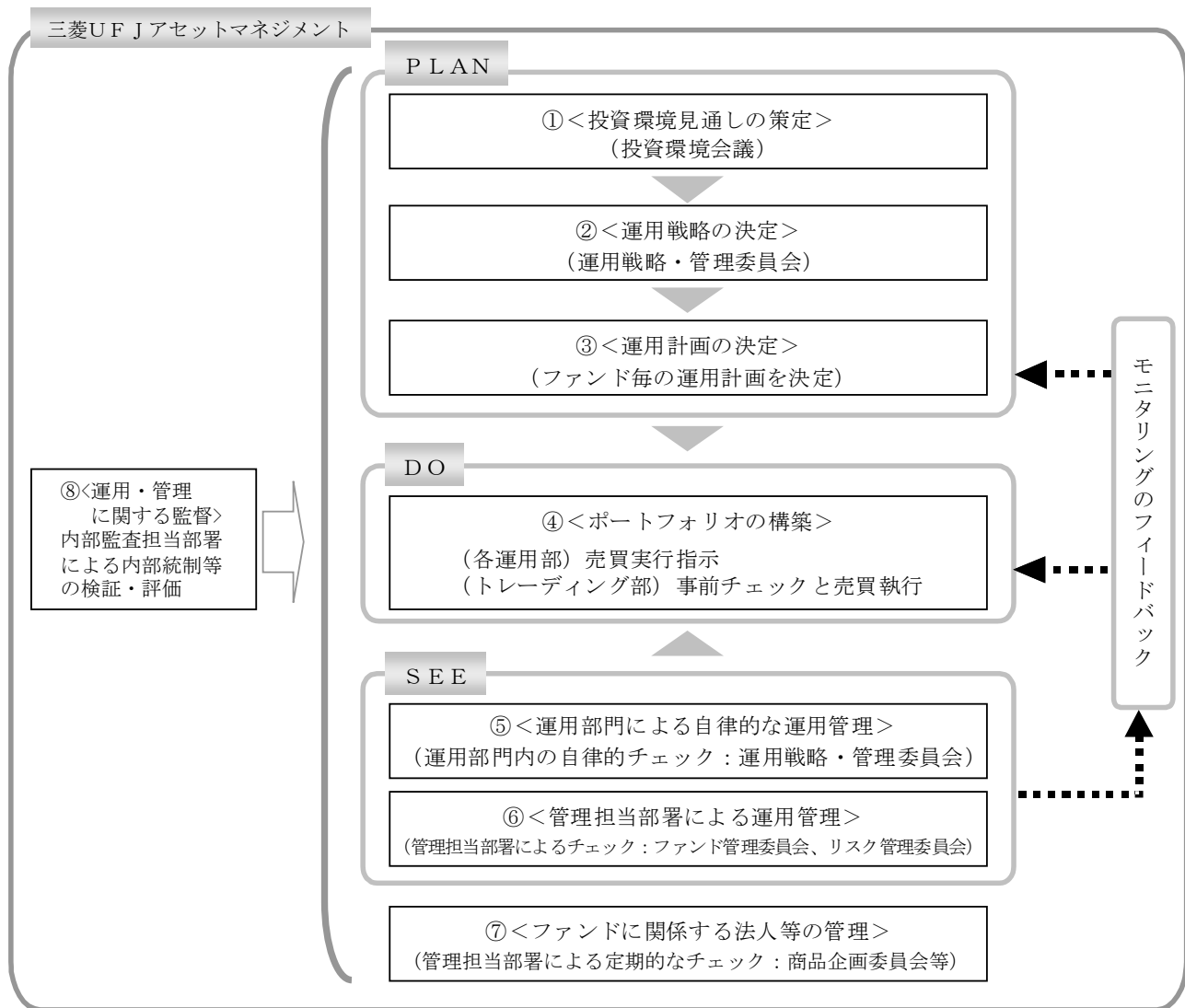
### (1)【投資方針】

- ①信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
- ②信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- ③①の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
- ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2)【投資対象】

- ①投資の対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。
  1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
    - a. 有価証券先物取引等
  3. 金銭債権
- ②有価証券の指図範囲  
この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。
  1. 株式
  2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③金融商品の指図範囲  
この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン

### (3)【運用体制】



#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### ②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

#### ⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

#### ⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 [https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

#### (4)【配分方針】

毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

##### ①株式

株式への投資割合には制限を設けません。

##### ②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

##### ③投資信託証券

投資信託証券への投資は行いません。

##### ④同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への投資割合に制限を設けません。

##### ⑤信用取引

信用取引の指図は行いません。

##### ⑥有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

##### ⑦資金の借入れ

資金の借入れを行いません。

##### ⑧投資する株式の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

##### ⑨有価証券の貸付

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑩デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### ⑪信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

##### ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

##### ①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・当ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・当ファンドは、日経平均株価（日経 225）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信



託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

- ・当ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格は当ファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、当ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### ①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### ②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

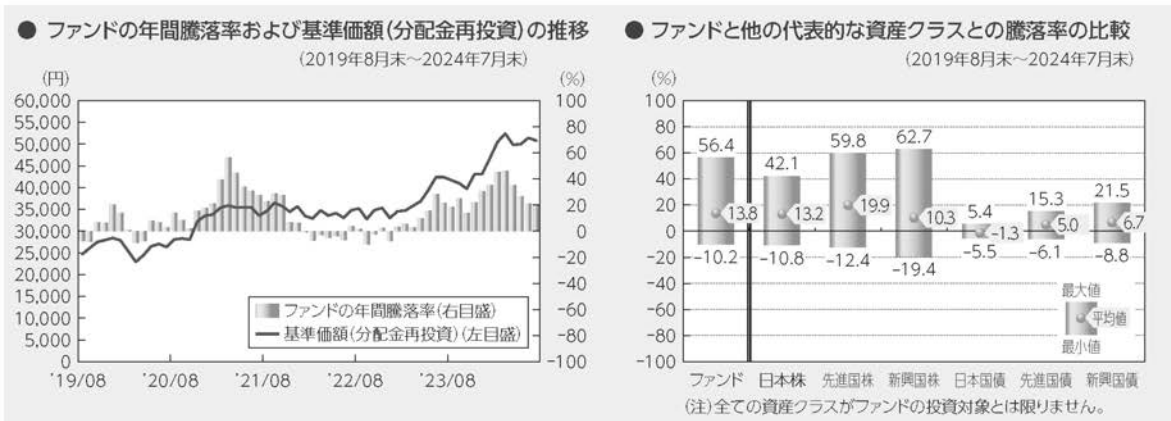
### ③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等  |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。   |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。  |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。   |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。   |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。  |

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金（交換）に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、以下の通りです。

- ・ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.132%（税抜 年 0.12%）以内の率を乗じて得た額となります。

1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬率ならびに各支払先への配分は、以下の通りです。

| ファンドの純資産総額に応じて | 信託報酬率<br>(税込 年率) | 配分 (税抜 年率) |       |        |
|----------------|------------------|------------|-------|--------|
|                |                  | 合計         | 委託会社  | 受託会社   |
| 4兆円以下の部分       | 0.1320%          | 0.120%     | 0.07% | 0.050% |
| 4兆円超5兆円以下の部分   | 0.0935%          | 0.085%     | 0.07% | 0.015% |
| 5兆円超の部分        | 0.0880%          | 0.080%     | 0.07% | 0.010% |

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料の 55%（税抜 50%）以内の額が上記の信託報酬に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は 1：1 の割合となります。

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

- ・信託報酬は日々ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

| 支払先  | 対価として提供する役務の内容                          |
|------|---|
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等         |

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支

弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- ・受益権の上場に係る費用（追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して 0.00825%（税抜 0.0075%））、年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大 0.00825%（税抜 0.0075%）））は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。
- ・対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に年 0.0275%（税抜 年 0.025%）を乗じて得た額）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うことができるものとします。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### （5）【課税上の取扱い】

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

##### ①個人の受益者に対する課税

###### 1. 受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

###### 2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

###### 3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記 1. と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ

合わせください。

## ②法人の受益者に対する課税

### 1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

### 2. 収益分配金の受取り時

15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

### 3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【MAXIS 日経225上場投信】

#### (1)【投資状況】

2024年7月31日現在

(単位：円)

| 資産の種類                    | 国/地域 | 時価合計              | 投資比率 (%) |
|--------------------------|------|-------------------|----------|
| 株式                       | 日本   | 2,396,990,432,040 | 98.75    |
| コール・ローン、その他資産<br>(負債控除後) | —    | 30,308,309,710    | 1.25     |
| 純資産総額                    |      | 2,427,298,741,750 | 100.00   |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

2024年7月31日現在

(単位：円)

| 資産の種類    | 建別 | 国/地域 | 時価合計           | 投資比率 (%) |
|----------|----|------|----------------|----------|
| 株価指数先物取引 | 買建 | 日本   | 30,324,790,000 | 1.25     |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

##### ①【投資有価証券の主要銘柄】

###### a 評価額上位30銘柄

2024年7月31日現在

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価単価<br>(円) | 簿価金額<br>(円) | 評価単価<br>(円) | 評価金額<br>(円) | 投資比率<br>(%) |
|------|----|-----|----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|------|----|-----|----|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|

|    |    |                 |        |            |           |                 |           |                 |       |
|----|----|-----------------|--------|------------|-----------|-----------------|-----------|-----------------|-------|
| 日本 | 株式 | ファーストリテイリング     | 小売業    | 6,012,000  | 42,459.79 | 255,268,290,000 | 41,650.00 | 250,399,800,000 | 10.32 |
| 日本 | 株式 | 東京エレクトロン        | 電気機器   | 6,012,000  | 36,041.53 | 216,681,705,000 | 31,020.00 | 186,492,240,000 | 7.68  |
| 日本 | 株式 | ソフトバンクグループ      | 情報・通信業 | 12,024,000 | 11,414.54 | 137,248,536,000 | 9,162.00  | 110,163,888,000 | 4.54  |
| 日本 | 株式 | アドバンテスト         | 電気機器   | 16,032,000 | 6,523.81  | 104,589,864,000 | 6,029.00  | 96,656,928,000  | 3.98  |
| 日本 | 株式 | 信越化学工業          | 化学     | 10,020,000 | 6,705.51  | 67,189,295,000  | 6,748.00  | 67,614,960,000  | 2.79  |
| 日本 | 株式 | TDK             | 電気機器   | 6,012,000  | 11,187.32 | 67,258,227,000  | 10,535.00 | 63,336,420,000  | 2.61  |
| 日本 | 株式 | KDDI            | 情報・通信業 | 12,024,000 | 4,505.23  | 54,170,904,000  | 4,520.00  | 54,348,480,000  | 2.24  |
| 日本 | 株式 | リクルートホールディングス   | サービス業  | 6,012,000  | 9,336.80  | 56,132,877,000  | 8,658.00  | 52,051,896,000  | 2.14  |
| 日本 | 株式 | ファナック           | 電気機器   | 10,020,000 | 4,559.74  | 45,688,600,000  | 4,510.00  | 45,190,200,000  | 1.86  |
| 日本 | 株式 | ダイキン工業          | 機械     | 2,004,000  | 22,720.92 | 45,532,735,000  | 21,905.00 | 43,897,620,000  | 1.81  |
| 日本 | 株式 | テルモ             | 精密機器   | 16,032,000 | 2,758.72  | 44,227,924,000  | 2,706.00  | 43,382,592,000  | 1.79  |
| 日本 | 株式 | 中外製薬            | 医薬品    | 6,012,000  | 6,064.61  | 36,460,494,000  | 6,609.00  | 39,733,308,000  | 1.64  |
| 日本 | 株式 | 第一三共            | 医薬品    | 6,012,000  | 6,011.93  | 36,143,730,000  | 6,148.00  | 36,961,776,000  | 1.52  |
| 日本 | 株式 | 京セラ             | 電気機器   | 16,032,000 | 1,966.96  | 31,534,376,000  | 1,901.00  | 30,476,832,000  | 1.26  |
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車          | 輸送用機器  | 10,020,000 | 3,267.59  | 32,741,282,500  | 2,949.00  | 29,548,980,000  | 1.22  |
| 日本 | 株式 | ソニーグループ         | 電気機器   | 2,004,000  | 15,091.46 | 30,243,295,000  | 13,530.00 | 27,114,120,000  | 1.12  |
| 日本 | 株式 | 日東電工            | 化学     | 2,004,000  | 13,546.78 | 27,147,760,000  | 13,140.00 | 26,332,560,000  | 1.08  |
| 日本 | 株式 | NTTデータグループ      | 情報・通信業 | 10,020,000 | 2,344.85  | 23,495,442,500  | 2,359.50  | 23,642,190,000  | 0.97  |
| 日本 | 株式 | コナミグループ         | 情報・通信業 | 2,004,000  | 11,947.60 | 23,943,010,000  | 11,410.00 | 22,865,640,000  | 0.94  |
| 日本 | 株式 | 富士フイルムホールディングス  | 化学     | 6,012,000  | 3,827.20  | 23,009,172,000  | 3,580.00  | 21,522,960,000  | 0.89  |
| 日本 | 株式 | レーザーテック         | 電気機器   | 801,600    | 33,363.32 | 26,744,040,000  | 26,830.00 | 21,506,928,000  | 0.89  |
| 日本 | 株式 | オリンパス           | 精密機器   | 8,016,000  | 2,622.31  | 21,020,484,000  | 2,604.00  | 20,873,664,000  | 0.86  |
| 日本 | 株式 | デンソー            | 輸送用機器  | 8,016,000  | 2,560.09  | 20,521,696,000  | 2,514.00  | 20,152,224,000  | 0.83  |
| 日本 | 株式 | ディスコ            | 機械     | 400,800    | 63,371.07 | 25,399,128,000  | 49,460.00 | 19,823,568,000  | 0.82  |
| 日本 | 株式 | 本田技研工業          | 輸送用機器  | 12,024,000 | 1,704.44  | 20,494,269,000  | 1,647.00  | 19,803,528,000  | 0.82  |
| 日本 | 株式 | セコム             | サービス業  | 2,004,000  | 9,470.58  | 18,979,062,000  | 9,622.00  | 19,282,488,000  | 0.79  |
| 日本 | 株式 | バンダイナムコホールディングス | その他製品  | 6,012,000  | 3,207.77  | 19,285,161,000  | 3,206.00  | 19,274,472,000  | 0.79  |
| 日本 | 株式 | HOYA            | 精密機器   | 1,002,000  | 20,340.24 | 20,380,930,000  | 18,940.00 | 18,977,880,000  | 0.78  |
| 日本 | 株式 | キッコーマン          | 食料品    | 10,020,000 | 1,923.00  | 19,268,537,500  | 1,890.00  | 18,937,800,000  | 0.78  |
| 日本 | 株式 | 三菱商事            | 卸売業    | 6,012,000  | 3,368.74  | 20,252,883,000  | 3,144.00  | 18,901,728,000  | 0.78  |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年7月31日現在

| 種類 | 業種     | 投資比率 (%) |
|----|--------|----------|
| 株式 | 水産・農林業 | 0.07     |
|    | 鉱業     | 0.08     |
|    | 建設業    | 1.54     |
|    | 食料品    | 3.05     |
|    | 繊維製品   | 0.09     |

|    |            |       |
|----|------------|-------|
|    | パルプ・紙      | 0.06  |
|    | 化学         | 6.73  |
|    | 医薬品        | 6.19  |
|    | 石油・石炭製品    | 0.23  |
|    | ゴム製品       | 0.65  |
|    | ガラス・土石製品   | 0.63  |
|    | 鉄鋼         | 0.06  |
|    | 非鉄金属       | 0.82  |
|    | 金属製品       | 0.02  |
|    | 機械         | 5.08  |
|    | 電気機器       | 26.41 |
|    | 輸送用機器      | 4.28  |
|    | 精密機器       | 3.66  |
|    | その他製品      | 2.17  |
|    | 電気・ガス業     | 0.15  |
|    | 陸運業        | 0.91  |
|    | 海運業        | 0.41  |
|    | 空運業        | 0.23  |
|    | 倉庫・運輸関連業   | 0.22  |
|    | 情報・通信業     | 10.37 |
|    | 卸売業        | 3.33  |
|    | 小売業        | 12.79 |
|    | 銀行業        | 0.75  |
|    | 証券、商品先物取引業 | 0.18  |
|    | 保険業        | 1.27  |
|    | その他金融業     | 0.88  |
|    | 不動産業       | 1.21  |
|    | サービス業      | 4.21  |
|    | 小計         | 98.75 |
| 合計 |            | 98.75 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

2024年7月31日現在

| 資産の種類    | 取引所名  | 資産の名称           | 建別 | 数量  | 通貨 | 簿価金額 (円)       | 評価金額 (円)       | 投資比率 (%) |
|----------|-------|-----------------|----|-----|----|----------------|----------------|----------|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | 日経225先物 24年09月限 | 買建 | 773 | 円  | 31,870,241,650 | 30,324,790,000 | 1.25     |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

|                       | 純資産総額             |                   | 基準価額<br>(1口当たりの純資産価額) |        | 東京証券取引<br>所取引価格 |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------|-----------------|
|                       | (分配落)             | (分配付)             | (分配落)                 | (分配付)  |                 |
| 第12計算期間末日(2015年1月16日) | 472,142,428,615   | 475,681,395,910   | 17,210                | 17,339 | 17,210          |
| 第13計算期間末日(2015年7月16日) | 693,666,131,660   | 697,784,083,535   | 21,056                | 21,181 | 21,070          |
| 第14計算期間末日(2016年1月16日) | 742,475,197,068   | 747,681,886,083   | 17,540                | 17,663 | 17,550          |
| 第15計算期間末日(2016年7月16日) | 763,270,560,790   | 770,054,377,840   | 16,877                | 17,027 | 16,870          |
| 第16計算期間末日(2017年1月16日) | 920,391,274,790   | 927,502,532,965   | 19,544                | 19,695 | 19,560          |
| 第17計算期間末日(2017年7月16日) | 998,228,592,902   | 1,006,956,826,742 | 20,586                | 20,766 | 20,600          |
| 第18計算期間末日(2018年1月16日) | 1,383,405,146,456 | 1,392,255,861,630 | 24,540                | 24,697 | 24,520          |
| 第19計算期間末日(2018年7月16日) | 1,418,067,701,951 | 1,428,955,481,885 | 23,183                | 23,361 | 23,180          |
| 第20計算期間末日(2019年1月16日) | 1,360,096,445,742 | 1,372,811,975,926 | 20,965                | 21,161 | 20,950          |
| 第21計算期間末日(2019年7月16日) | 1,393,616,612,870 | 1,407,686,982,514 | 22,087                | 22,310 | 22,090          |
| 第22計算期間末日(2020年1月16日) | 1,744,362,486,255 | 1,756,777,212,355 | 24,589                | 24,764 | 24,600          |
| 第23計算期間末日(2020年7月16日) | 1,420,728,653,801 | 1,433,526,205,123 | 23,424                | 23,635 | 23,420          |
| 第24計算期間末日(2021年1月16日) | 1,886,198,972,787 | 1,896,535,811,796 | 29,378                | 29,539 | 29,380          |
| 第25計算期間末日(2021年7月16日) | 1,977,515,898,715 | 1,991,775,991,835 | 28,844                | 29,052 | 28,870          |
| 第26計算期間末日(2022年1月16日) | 1,870,092,681,932 | 1,884,167,776,940 | 28,965                | 29,183 | 28,970          |
| 第27計算期間末日(2022年7月16日) | 1,686,349,095,803 | 1,704,884,941,427 | 27,566                | 27,869 | 27,565          |
| 第28計算期間末日(2023年1月16日) | 1,661,278,480,868 | 1,677,657,644,834 | 26,574                | 26,836 | 26,560          |
| 第29計算期間末日(2023年7月16日) | 2,119,929,397,779 | 2,138,275,952,122 | 33,394                | 33,683 | 33,440          |
| 第30計算期間末日(2024年1月16日) | 2,309,916,913,311 | 2,327,638,659,333 | 36,757                | 37,039 | 36,830          |
| 第31計算期間末日(2024年7月16日) | 2,587,357,146,824 | 2,608,805,168,075 | 42,584                | 42,937 | 42,580          |
| 2023年7月末日             | 2,165,230,403,202 | —                 | 34,200                | —      | 34,240          |
| 8月末日                  | 2,155,050,270,518 | —                 | 33,643                | —      | 33,630          |
| 9月末日                  | 2,119,241,150,133 | —                 | 33,084                | —      | 33,120          |
| 10月末日                 | 2,022,990,623,092 | —                 | 32,044                | —      | 32,100          |
| 11月末日                 | 2,188,284,323,331 | —                 | 34,774                | —      | 34,740          |
| 12月末日                 | 2,203,029,558,510 | —                 | 34,800                | —      | 34,760          |
| 2024年1月末日             | 2,372,833,040,553 | —                 | 37,446                | —      | 37,440          |
| 2月末日                  | 2,593,468,191,191 | —                 | 40,445                | —      | 40,430          |
| 3月末日                  | 2,731,888,476,922 | —                 | 41,956                | —      | 42,020          |



|       |                       |   |         |   |         |
|-------|-----------------------|---|---------|---|---------|
| 4 月末日 | 2, 577, 819, 075, 252 | — | 39, 915 | — | 39, 870 |
| 5 月末日 | 2, 494, 354, 288, 591 | — | 40, 008 | — | 39, 990 |
| 6 月末日 | 2, 569, 867, 994, 327 | — | 41, 180 | — | 41, 130 |
| 7 月末日 | 2, 427, 298, 741, 750 | — | 40, 343 | — | 40, 380 |

## ② 【分配の推移】

|           | 1 口当たりの分配金 |
|-----------|------------|
| 第 12 計算期間 | 129 円 00 銭 |
| 第 13 計算期間 | 125 円 00 銭 |
| 第 14 計算期間 | 123 円 00 銭 |
| 第 15 計算期間 | 150 円 00 銭 |
| 第 16 計算期間 | 151 円 00 銭 |
| 第 17 計算期間 | 180 円 00 銭 |
| 第 18 計算期間 | 157 円 00 銭 |
| 第 19 計算期間 | 178 円 00 銭 |
| 第 20 計算期間 | 196 円 00 銭 |
| 第 21 計算期間 | 223 円 00 銭 |
| 第 22 計算期間 | 175 円 00 銭 |
| 第 23 計算期間 | 211 円 00 銭 |
| 第 24 計算期間 | 161 円 00 銭 |
| 第 25 計算期間 | 208 円 00 銭 |
| 第 26 計算期間 | 218 円 00 銭 |
| 第 27 計算期間 | 303 円 00 銭 |
| 第 28 計算期間 | 262 円 00 銭 |
| 第 29 計算期間 | 289 円 00 銭 |
| 第 30 計算期間 | 282 円 00 銭 |
| 第 31 計算期間 | 353 円 00 銭 |

## ③ 【収益率の推移】

|           | 収益率 (%) |
|-----------|---------|
| 第 12 計算期間 | 10. 37  |
| 第 13 計算期間 | 23. 07  |
| 第 14 計算期間 | △16. 11 |
| 第 15 計算期間 | △2. 92  |
| 第 16 計算期間 | 16. 69  |
| 第 17 計算期間 | 6. 25   |
| 第 18 計算期間 | 19. 96  |
| 第 19 計算期間 | △4. 80  |
| 第 20 計算期間 | △8. 72  |

|           |       |
|-----------|-------|
| 第 21 計算期間 | 6.41  |
| 第 22 計算期間 | 12.12 |
| 第 23 計算期間 | △3.87 |
| 第 24 計算期間 | 26.10 |
| 第 25 計算期間 | △1.10 |
| 第 26 計算期間 | 1.17  |
| 第 27 計算期間 | △3.78 |
| 第 28 計算期間 | △2.64 |
| 第 29 計算期間 | 26.75 |
| 第 30 計算期間 | 10.91 |
| 第 31 計算期間 | 16.81 |

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

|           | 設定口数       | 解約口数       | 発行済口数      |
|-----------|------------|------------|------------|
| 第 12 計算期間 | 7,350,417  | 15,693,003 | 27,433,855 |
| 第 13 計算期間 | 18,084,353 | 12,574,593 | 32,943,615 |
| 第 14 計算期間 | 19,920,745 | 10,533,555 | 42,330,805 |
| 第 15 計算期間 | 11,511,403 | 8,616,761  | 45,225,447 |
| 第 16 計算期間 | 16,275,294 | 14,406,316 | 47,094,425 |
| 第 17 計算期間 | 20,892,895 | 19,497,132 | 48,490,188 |
| 第 18 計算期間 | 16,220,162 | 8,336,368  | 56,373,982 |
| 第 19 計算期間 | 18,197,330 | 13,404,009 | 61,167,303 |
| 第 20 計算期間 | 15,843,932 | 12,136,081 | 64,875,154 |
| 第 21 計算期間 | 8,537,337  | 10,316,663 | 63,095,828 |
| 第 22 計算期間 | 15,511,723 | 7,666,259  | 70,941,292 |
| 第 23 計算期間 | 10,337,681 | 20,627,071 | 60,651,902 |
| 第 24 計算期間 | 8,765,604  | 5,213,537  | 64,203,969 |
| 第 25 計算期間 | 10,364,273 | 6,010,102  | 68,558,140 |
| 第 26 計算期間 | 3,056,600  | 7,050,084  | 64,564,656 |
| 第 27 計算期間 | 1,864,849  | 5,255,097  | 61,174,408 |
| 第 28 計算期間 | 6,388,161  | 5,046,676  | 62,515,893 |
| 第 29 計算期間 | 9,255,541  | 8,288,547  | 63,482,887 |
| 第 30 計算期間 | 3,338,271  | 3,978,087  | 62,843,071 |
| 第 31 計算期間 | 4,721,520  | 6,805,324  | 60,759,267 |

(注) 解約口数は、交換口数を表示しております。

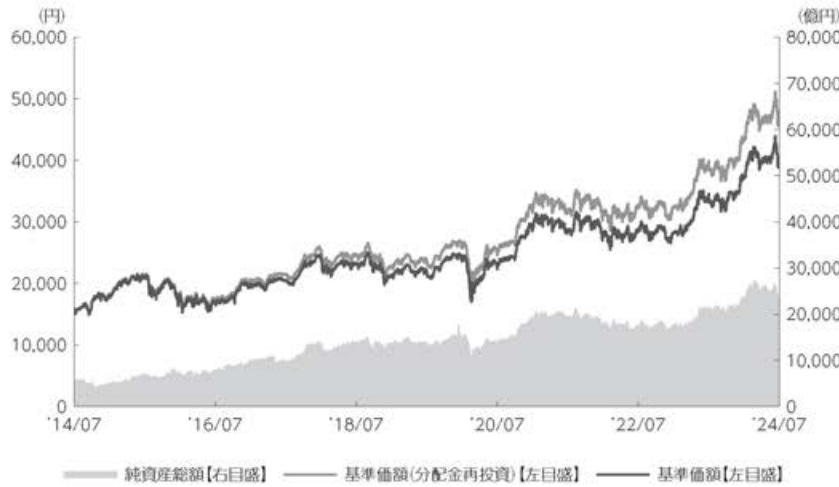
《参考情報》



# 運用実績

2024年7月31日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2014年7月31日～2024年7月31日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 40,343円  |
| 純資産総額 | 24,272億円 |

・純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

|          |        |
|----------|--------|
| 2024年 7月 | 353円   |
| 2024年 1月 | 282円   |
| 2023年 7月 | 289円   |
| 2023年 1月 | 262円   |
| 2022年 7月 | 303円   |
| 2022年 1月 | 218円   |
| 設定来累計    | 4,867円 |

・分配金は1口当たり、税引前

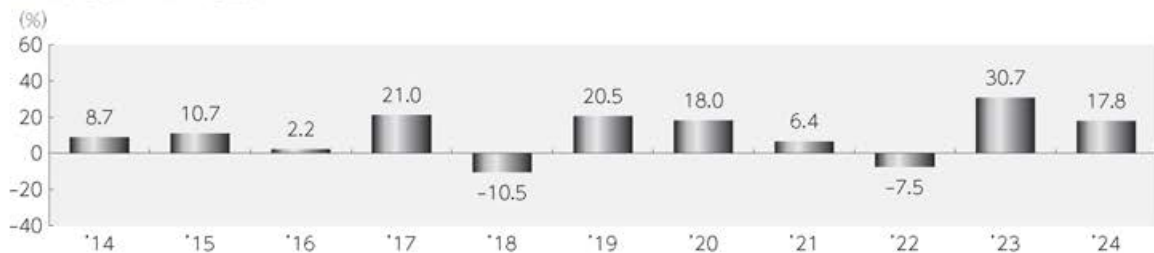
## ■主要な資産の状況

| 組入上位業種   | 比率    | 組入上位銘柄          | 業種     | 比率    |
|----------|-------|-----------------|--------|-------|
| 1 電気機器   | 26.4% | 1 ファーストリテイリング   | 小売業    | 10.3% |
| 2 小売業    | 12.8% | 2 東京エレクトロン      | 電気機器   | 7.7%  |
| 3 情報・通信業 | 10.4% | 3 ソフトバンクグループ    | 情報・通信業 | 4.5%  |
| 4 化学     | 6.7%  | 4 アドバンテスト       | 電気機器   | 4.0%  |
| 5 医薬品    | 6.2%  | 5 信越化学工業        | 化学     | 2.8%  |
| 6 機械     | 5.1%  | 6 TDK           | 電気機器   | 2.6%  |
| 7 輸送用機器  | 4.3%  | 7 KDDI          | 情報・通信業 | 2.2%  |
| 8 サービス業  | 4.2%  | 8 リクルートホールディングス | サービス業  | 2.1%  |
| 9 精密機器   | 3.7%  | 9 ファナック         | 電気機器   | 1.9%  |
| 10 卸売業   | 3.3%  | 10 ダイキン工業       | 機械     | 1.8%  |

| その他資産の状況      | 比率   |
|---------------|------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 1.2% |

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## ■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2024年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1 【申込（販売）手続等】

### ①申込みの受付

原則、取得申込受付日の午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および株価換算係数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

原則、取得申込受付日の午後3時30分までに受け付けた取得申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該取得申込受付日の申込みとします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および株価換算係数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における申込みについては、申込みの受付を行うことができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### ②申込単位

1ユニット以上1ユニット単位

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ（「ユニット」といいます。）の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。

受益権の取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。

取得に係る受益権の口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。

### ③申込価額

取得申込受付日の基準価額

#### ④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### ⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位（ユニット）および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。  
また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
(受付時間：営業日の9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>  
MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

#### ⑥申込手数料

販売会社が定める額

申込手数料は販売会社にご確認ください。

#### ⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に対して、原則としてユニットを単位として取得申込みを行うものとします。ただし、当該申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。なお、この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社はその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の取得申込みに対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※当該申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

#### ⑧取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### ①解約の受付

解約の請求はできません。（受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）

## ②交換の受付

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時まで受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および株価換算係数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日までの間
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。

受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時30分まで受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および株価換算係数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日までの間
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。

受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

## ③交換の方法

受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を

交換するよう指図します。

※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社はその旨を通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社はその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

※受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。

#### ④交換単位等

委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。）

交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

#### ⑤交換手数料

販売会社が定める額

交換手数料は販売会社にご確認ください。

#### ⑥交付有価証券

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。

#### ⑦交換請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。

#### ⑧買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後3時までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準

価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後3時30分までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買い取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、当ファンドでは1口当たりの価額で表示されます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

##### ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

##### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

##### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

##### ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ・外貨建資産



原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2009年2月24日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月17日から7月16日および7月17日から翌年1月16日まで

ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

・受益権の口数が20万口を下回ることとなったとき

・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合によりファンドを償還するときには、その廃止された日にファンドを償還するための手続きを開始するものとします。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、

法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

### ③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

### ④金融商品取引所への上場

委託会社は、ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとし、委託会社は、ファンドの受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

### ⑤反対者の買取請求権

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

### ⑥関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「上場投資信託の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

### ⑦運用報告書

投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書（全体版）の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認いただけます。

### ⑧委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### ⑨受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益

者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### ⑩信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑪公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

#### (1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録<sup>(注)</sup>されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注) 受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前 5 営業日間において名義登録を停止するものとします。

#### (2) 信託終了時の交換請求権

受益者は、信託が終了するときは、持分に応じて交換を請求する権利を有します。

- ・委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。
- ・交換は、販売会社の営業所において行うものとします。
- ・交換に係る受益権の評価額は信託終了日の 5 営業日前の基準価額とします。この場合において、受

益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

- 信託終了時の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- 次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が行うことを原則とします。
  1. 受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
  2. 一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- 販売会社は、信託終了時の交換および買取りを行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭について信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

※対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。信託財産が買い取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2024 年 1 月 17 日から 2024 年 7 月 16 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMAXIS 日経225上場投信の2024年1月17日から2024年7月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MAXIS 日経225上場投信の2024年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【MAXIS 日経225上場投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                  | 第30期<br>[ 2024年1月16日現在 ] | 第31期<br>[ 2024年7月16日現在 ] |
|------------------|--------------------------|--------------------------|
| <b>資産の部</b>      |                          |                          |
| 流動資産             |                          |                          |
| コール・ローン          | 667,140,177,201          | 298,200,807,558          |
| 株式               | 2,282,568,930,620        | 2,555,465,441,760        |
| 派生商品評価勘定         | 2,206,165,600            | 1,608,337,000            |
| 未収入金             | 1,457,849,900            | 1,104,887,700            |
| 未収配当金            | 3,364,950,550            | 2,405,741,000            |
| 未収利息             | 4,539,536                | 514,866                  |
| その他未収収益          | 25,428,934               | 29,849,569               |
| 差入委託証拠金          | 2,625,380,192            | 2,738,525,687            |
| 流動資産合計           | 2,959,393,422,533        | 2,861,554,105,140        |
| 資産合計             |                          |                          |
|                  | 2,959,393,422,533        | 2,861,554,105,140        |
| <b>負債の部</b>      |                          |                          |
| 流動負債             |                          |                          |
| 前受金              | 4,132,386,000            | 2,604,590,000            |
| 未払収益分配金          | 17,721,746,022           | 21,448,021,251           |
| 未払受託者報酬          | 682,310,661              | 752,866,508              |
| 未払委託者報酬          | 1,117,850,443            | 1,032,261,374            |
| 未払利息             | 357,148                  | 8,183,689                |
| 受入担保金            | 625,460,606,239          | 247,911,993,034          |
| その他未払費用          | 361,252,709              | 439,042,460              |
| 流動負債合計           | 649,476,509,222          | 274,196,958,316          |
| 負債合計             |                          |                          |
|                  | 649,476,509,222          | 274,196,958,316          |
| <b>純資産の部</b>     |                          |                          |
| 元本等              |                          |                          |
| 元本               | 463,593,334,767          | 448,221,112,659          |
| 剰余金              |                          |                          |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 1,846,323,578,544        | 2,139,136,034,165        |
| (分配準備積立金)        | 52,415,290               | 4,044,364                |
| 元本等合計            | 2,309,916,913,311        | 2,587,357,146,824        |
| 純資産合計            |                          |                          |
|                  | 2,309,916,913,311        | 2,587,357,146,824        |
| 負債純資産合計          |                          |                          |
|                  | 2,959,393,422,533        | 2,861,554,105,140        |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|  | 第30期<br>自 2023年7月17日<br>至 2024年1月16日 | 第31期<br>自 2024年1月17日<br>至 2024年7月16日 |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
|  |                                      |                                      |



|   |                   |                   |
|---|-------------------|-------------------|
| 営業収益                                      |                   |                   |
| 受取配当金                                     | 19,628,579,650    | 23,212,587,488    |
| 受取利息                                      | 89,210,307        | 52,727,950        |
| 有価証券売買等損益                                 | 206,526,099,567   | 360,294,215,130   |
| 派生商品取引等損益                                 | 3,915,498,590     | 5,173,080,770     |
| その他収益                                     | 320,581,909       | 408,110,114       |
| 営業収益合計                                    | 230,479,970,023   | 389,140,721,452   |
| 営業費用                                      |                   |                   |
| 支払利息                                      | 108,463,133       | 49,326,525        |
| 受託者報酬                                     | 682,310,661       | 752,866,508       |
| 委託者報酬                                     | 1,117,850,443     | 1,032,261,374     |
| その他費用                                     | 361,536,574       | 439,320,820       |
| 営業費用合計                                    | 2,270,160,811     | 2,273,775,227     |
| 営業利益又は営業損失(△)                             | 228,209,809,212   | 386,866,946,225   |
| 経常利益又は経常損失(△)                             | 228,209,809,212   | 386,866,946,225   |
| 当期純利益又は当期純損失(△)                           | 228,209,809,212   | 386,866,946,225   |
| 一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額(△) | -                 | -                 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△)                           | 1,651,616,140,380 | 1,846,323,578,544 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 87,590,350,145    | 150,622,130,469   |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 87,590,350,145    | 150,622,130,469   |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 103,370,975,171   | 223,228,599,822   |
| 当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 103,370,975,171   | 223,228,599,822   |
| 分配金                                       | 17,721,746,022    | 21,448,021,251    |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△)                           | 1,846,323,578,544 | 2,139,136,034,165 |

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法    | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。                         |

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

|   | 第30期<br>[2024年1月16日現在] | 第31期<br>[2024年7月16日現在] |
|---|------------------------|------------------------|
| 1. 期首元本額  | 468,313,257,399円       | 463,593,334,767円       |
| 期中追加設定元本額   | 24,626,425,167円        | 34,830,653,040円        |
| 期中一部交換元本額   | 29,346,347,799円        | 50,202,875,148円        |
| 2. 貸付有価証券<br>貸借取引契約により以下の通り有価証券の貸付を行っております。<br>株式 | 596,723,845,610円       | 229,402,095,960円       |
| 3. 受益権の総数   | 62,843,071口            | 60,759,267口            |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第 30 期<br>自 2023 年 7 月 17 日<br>至 2024 年 1 月 16 日 |       |                  | 第 31 期<br>自 2024 年 1 月 17 日<br>至 2024 年 7 月 16 日 |       |                  |
|--|-------|------------------|--|-------|------------------|
| 1. その他費用<br>上場費用および商標使用料等を含んでおります。               |       |                  | 1. その他費用<br>上場費用および商標使用料等を含んでおります。               |       |                  |
| 2. 分配金の計算過程                                      |       |                  | 2. 分配金の計算過程                                      |       |                  |
| 項目   |       |                  | 項目   |       |                  |
| 当期配当等収益額   | A     | 19,929,908,733 円 | 当期配当等収益額   | A     | 23,624,099,027 円 |
| 分配準備積立金額   | B     | 5,950,257 円      | 分配準備積立金額   | B     | 52,415,290 円     |
| 配当等収益合計額   | C=A+B | 19,935,858,990 円 | 配当等収益合計額   | C=A+B | 23,676,514,317 円 |
| 経費   | D     | 2,161,697,678 円  | 経費   | D     | 2,224,448,702 円  |
| 当ファンドの分配対象収益額                                    | E=C-D | 17,774,161,312 円 | 当ファンドの分配対象収益額                                    | E=C-D | 21,452,065,615 円 |
| 収益分配金金額  | F     | 17,721,746,022 円 | 収益分配金金額  | F     | 21,448,021,251 円 |
| 次期繰越金(分配準備積立金)                                   | G=E-F | 52,415,290 円     | 次期繰越金(分配準備積立金)                                   | G=E-F | 4,044,364 円      |
| 当ファンドの期末残存口数                                     | H     | 62,843,071 口     | 当ファンドの期末残存口数                                     | H     | 60,759,267 口     |
| 1 口当たり分配金額                                       | I=F/H | 282 円            | 1 口当たり分配金額                                       | I=F/H | 353 円            |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分                       | 第 30 期<br>自 2023 年 7 月 17 日<br>至 2024 年 1 月 16 日  | 第 31 期<br>自 2024 年 1 月 17 日<br>至 2024 年 7 月 16 日 |
|--------------------------|---|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。  | 同左   |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。<br>当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。<br>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左   |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制        | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。<br>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果   | 同左   |

はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分                         | 第30期<br>[2024年1月16日現在]   | 第31期<br>[2024年7月16日現在]  |
|----------------------------|--|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 時価で計上しているためその差額はありません。   | 同左  |
| 2. 時価の算定方法                 | <p>(1) 有価証券<br/>           売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>           デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品<br/>           上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券<br/>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品<br/>同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。   | 同左  |

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

| 種類 | 第30期<br>[2024年1月16日現在]   | 第31期<br>[2024年7月16日現在]   |
|----|--------------------------|--------------------------|
|    | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円) |
| 株式 | 207,077,623,808          | 334,652,301,104          |
| 合計 | 207,077,623,808          | 334,652,301,104          |

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

##### 株式関連

#### 第30期 [2024年1月16日現在]

| 区分   | 種類       | 契約額等 (円)       |       | 時価 (円)         | 評価損益 (円)      |
|------|----------|----------------|-------|----------------|---------------|
|      |          |                | うち1年超 |                |               |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |                |       |                |               |
|      | 買建       | 25,172,612,000 | —     | 27,379,200,000 | 2,206,588,000 |
| 合計   |          | 25,172,612,000 | —     | 27,379,200,000 | 2,206,588,000 |

#### 第31期 [2024年7月16日現在]

| 区分   | 種類       | 契約額等 (円) |       | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
|------|----------|----------|-------|--------|----------|
|      |          |          | うち1年超 |        |          |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 |          |       |        |          |

|  |    |                |   |                |               |
|--|----|----------------|---|----------------|---------------|
|  | 買建 | 30,311,390,000 | — | 31,919,760,000 | 1,608,370,000 |
|  | 合計 | 30,311,390,000 | — | 31,919,760,000 | 1,608,370,000 |

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

|  | 第30期<br>自 2023年 7月 17日<br>至 2024年 1月 16日                                     | 第31期<br>自 2024年 1月 17日<br>至 2024年 7月 16日                       |
|--|--|--|
| 関連当事者の名称                                 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  | 同左   |
| 関係内容                                     | 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等   | 同左   |
| 取引の内容                                    | 有価証券の貸付<br>品貸料の受取<br>利息の受取   | 有価証券の貸付<br>品貸料の受取<br>利息の支払                                     |
| 取引の種類別取引金額                               | 有価証券の貸付 1円<br>品貸料の受取 9,365,475円<br>利息の受取 2,943,588円                          | 有価証券の貸付 1円<br>品貸料の受取 21,239,715円<br>利息の支払 8,926,096円           |
| 取引条件及び取引条件の決定方針                          | 社内規定に基づき、有価証券貸借取引契約を締結し、有価証券の貸付を行い、担保金を受入れております。取引条件は市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。 | 同左   |
| 取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高 | 受入担保金 106,971,929,615円<br>その他未収収益 3,130,805円<br>未収利息 708,038円                | 受入担保金 39,173,510,343円<br>その他未収収益 1,303,227円<br>未払利息 1,310,362円 |

|  | 第30期<br>自 2023年 7月 17日<br>至 2024年 1月 16日                                     | 第31期<br>自 2024年 1月 17日<br>至 2024年 7月 16日                |
|--|--|---|
| 関連当事者の名称                                 | モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社   | 同左  |
| 関係内容                                     | 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等   | 同左  |
| 取引の内容                                    | 有価証券の貸付<br>品貸料の受取<br>利息の受取   | 有価証券の貸付<br>品貸料の受取<br>利息の支払                              |
| 取引の種類別取引金額                               | 有価証券の貸付 1円<br>品貸料の受取 430,545円<br>利息の受取 91,357円                               | 有価証券の貸付 1円<br>品貸料の受取 1,792,766円<br>利息の支払 977,843円       |
| 取引条件及び取引条件の決定方針                          | 社内規定に基づき、有価証券貸借取引契約を締結し、有価証券の貸付を行い、担保金を受入れております。取引条件は市場実勢を勘案して、合理的に決定しております。 | 同左  |
| 取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高 | 受入担保金 2,158,024,218円<br>その他未収収益 68,573円<br>未収利息 11,828円                      | 受入担保金 1,972,071,276円<br>その他未収収益 95,199円<br>未払利息 79,256円 |

(注) 有価証券の貸付の取引金額については、取引に伴う洗替を日々行っているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。

## (1口当たり情報)

|           | 第30期<br>[2024年1月16日現在] | 第31期<br>[2024年7月16日現在] |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 1口当たり純資産額 | 36,757円                | 42,584円                |

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

(単位：円)

|      | 銘柄              | 株式数        | 評価額      |                | 備考                          |
|------|-----------------|------------|----------|----------------|-----------------------------|
|      |                 |            | 単価       | 金額             |                             |
| 1332 | ニッセイ            | 2,024,000  | 868.20   | 1,757,236,800  | 貸付有価証券<br>462,100株          |
| 1605 | I N P E X       | 809,600    | 2,463.50 | 1,994,449,600  |                             |
| 1721 | コムシスホールディングス    | 2,024,000  | 3,255.00 | 6,588,120,000  |                             |
| 1801 | 大成建設            | 404,800    | 6,231.00 | 2,522,308,800  | 貸付有価証券<br>9,000株            |
| 1802 | 大林組             | 2,024,000  | 2,002.00 | 4,052,048,000  | 貸付有価証券<br>33,500株           |
| 1803 | 清水建設            | 2,024,000  | 930.80   | 1,883,939,200  | 貸付有価証券<br>595,400株(26,800株) |
| 1808 | 長谷工コーポレーション     | 404,800    | 1,816.00 | 735,116,800    | 貸付有価証券<br>209,000株          |
| 1812 | 鹿島建設            | 1,012,000  | 2,872.00 | 2,906,464,000  |                             |
| 1925 | 大和ハウス工業         | 2,024,000  | 4,233.00 | 8,567,592,000  | 貸付有価証券<br>309,500株          |
| 1928 | 積水ハウス           | 2,024,000  | 3,769.00 | 7,628,456,000  |                             |
| 1963 | 日揮ホールディングス      | 2,024,000  | 1,268.50 | 2,567,444,000  | 貸付有価証券<br>529,200株          |
| 2002 | 日清製粉グループ本社      | 2,024,000  | 1,840.00 | 3,724,160,000  | 貸付有価証券<br>300株              |
| 2269 | 明治ホールディングス      | 809,600    | 3,633.00 | 2,941,276,800  |                             |
| 2282 | 日本ハム            | 1,012,000  | 4,890.00 | 4,948,680,000  | 貸付有価証券<br>46,700株           |
| 2501 | サッポロホールディングス    | 404,800    | 6,096.00 | 2,467,660,800  |                             |
| 2502 | アサヒグループホールディングス | 2,024,000  | 5,646.00 | 11,427,504,000 |                             |
| 2503 | キリンホールディングス     | 2,024,000  | 2,108.00 | 4,266,592,000  |                             |
| 2801 | キッコーマン          | 10,120,000 | 1,923.00 | 19,460,760,000 | 貸付有価証券<br>15,300株           |
| 2802 | 味の素             | 2,024,000  | 6,060.00 | 12,265,440,000 |                             |

|      |                |            |           |                |                               |
|------|----------------|------------|-----------|----------------|-------------------------------|
| 2871 | ニチレイ           | 1,012,000  | 3,541.00  | 3,583,492,000  | 貸付有価証券<br>91,800株             |
| 2914 | 日本たばこ産業        | 2,024,000  | 4,374.00  | 8,852,976,000  |                               |
| 3401 | 帝人             | 404,800    | 1,353.00  | 547,694,400    | 貸付有価証券<br>335,600株            |
| 3402 | 東レ             | 2,024,000  | 757.00    | 1,532,168,000  | 貸付有価証券<br>253,700株            |
| 3861 | 王子ホールディングス     | 2,024,000  | 616.50    | 1,247,796,000  | 貸付有価証券<br>113,700株            |
| 3863 | 日本製紙           | 202,400    | 946.00    | 191,470,400    | 貸付有価証券<br>154,000株 (145,900株) |
| 3405 | クラレ            | 2,024,000  | 1,879.00  | 3,803,096,000  |                               |
| 3407 | 旭化成            | 2,024,000  | 1,044.00  | 2,113,056,000  | 貸付有価証券<br>12,900株             |
| 4004 | レゾナック・ホールディングス | 202,400    | 3,817.00  | 772,560,800    |                               |
| 4005 | 住友化学           | 2,024,000  | 376.80    | 762,643,200    |                               |
| 4021 | 日産化学           | 2,024,000  | 5,000.00  | 10,120,000,000 |                               |
| 4042 | 東ソー            | 1,012,000  | 2,078.50  | 2,103,442,000  | 貸付有価証券<br>85,000株             |
| 4043 | トクヤマ           | 404,800    | 2,968.00  | 1,201,446,400  | 貸付有価証券<br>128,200株            |
| 4061 | デンカ            | 404,800    | 2,149.50  | 870,117,600    | 貸付有価証券<br>324,100株 (323,200株) |
| 4063 | 信越化学工業         | 10,120,000 | 6,707.00  | 67,874,840,000 |                               |
| 4183 | 三井化学           | 404,800    | 4,382.00  | 1,773,833,600  |                               |
| 4188 | 三菱ケミカルグループ     | 1,012,000  | 910.40    | 921,324,800    |                               |
| 4208 | UBE            | 202,400    | 2,776.00  | 561,862,400    |                               |
| 4452 | 花王             | 2,024,000  | 6,720.00  | 13,601,280,000 |                               |
| 4631 | D I C          | 202,400    | 3,002.00  | 607,604,800    |                               |
| 4901 | 富士フイルムホールディングス | 6,072,000  | 3,829.00  | 23,249,688,000 |                               |
| 4911 | 資生堂            | 2,024,000  | 4,522.00  | 9,152,528,000  |                               |
| 6988 | 日東電工           | 2,024,000  | 13,550.00 | 27,425,200,000 | 貸付有価証券<br>600株                |
| 4151 | 協和キリン          | 2,024,000  | 3,100.00  | 6,274,400,000  |                               |
| 4502 | 武田薬品工業         | 2,024,000  | 4,240.00  | 8,581,760,000  | 貸付有価証券<br>800株                |
| 4503 | アステラス製薬        | 10,120,000 | 1,655.00  | 16,748,600,000 |                               |
| 4506 | 住友ファーマ         | 2,024,000  | 415.00    | 839,960,000    | 貸付有価証券<br>635,700株            |
| 4507 | 塩野義製薬          | 2,024,000  | 6,600.00  | 13,358,400,000 |                               |
| 4519 | 中外製薬           | 6,072,000  | 6,064.00  | 36,820,608,000 |                               |

|      |                   |           |           |                |                               |
|------|-------------------|-----------|-----------|----------------|-------------------------------|
| 4523 | エーザイ              | 2,024,000 | 6,550.00  | 13,257,200,000 | 貸付有価証券<br>300株                |
| 4568 | 第一三共              | 6,072,000 | 6,013.00  | 36,510,936,000 |                               |
| 4578 | 大塚ホールディングス        | 2,024,000 | 7,115.00  | 14,400,760,000 |                               |
| 5019 | 出光興産              | 4,048,000 | 1,038.00  | 4,201,824,000  |                               |
| 5020 | E N E O Sホールディングス | 2,024,000 | 826.30    | 1,672,431,200  |                               |
| 5101 | 横浜ゴム              | 1,012,000 | 3,313.00  | 3,352,756,000  |                               |
| 5108 | ブリヂストン            | 2,024,000 | 6,151.00  | 12,449,624,000 |                               |
| 5201 | A G C             | 404,800   | 5,263.00  | 2,130,462,400  |                               |
| 5214 | 日本電気硝子            | 607,200   | 3,644.00  | 2,212,636,800  |                               |
| 5233 | 太平洋セメント           | 202,400   | 4,038.00  | 817,291,200    | 貸付有価証券<br>167,800株            |
| 5301 | 東海カーボン            | 2,024,000 | 955.20    | 1,933,324,800  |                               |
| 5332 | T O T O           | 1,012,000 | 4,023.00  | 4,071,276,000  | 貸付有価証券<br>102,900株            |
| 5333 | 日本碍子              | 2,024,000 | 2,131.00  | 4,313,144,000  |                               |
| 5401 | 日本製鉄              | 202,400   | 3,420.00  | 692,208,000    |                               |
| 5406 | 神戸製鋼所             | 202,400   | 1,995.00  | 403,788,000    | 貸付有価証券<br>62,300株 (18,100株)   |
| 5411 | J F Eホールディングス     | 202,400   | 2,340.00  | 473,616,000    |                               |
| 5706 | 三井金属鉱業            | 202,400   | 5,361.00  | 1,085,066,400  | 貸付有価証券<br>70,300株             |
| 5711 | 三菱マテリアル           | 202,400   | 2,993.00  | 605,783,200    | 貸付有価証券<br>162,800株            |
| 5713 | 住友金属鉱山            | 1,012,000 | 5,108.00  | 5,169,296,000  |                               |
| 5714 | D O W Aホールディングス   | 404,800   | 5,755.00  | 2,329,624,000  | 貸付有価証券<br>54,000株             |
| 5801 | 古河電気工業            | 202,400   | 4,080.00  | 825,792,000    | 貸付有価証券<br>151,000株 (150,800株) |
| 5802 | 住友電気工業            | 2,024,000 | 2,478.50  | 5,016,484,000  |                               |
| 5803 | フジクラ              | 2,024,000 | 3,325.00  | 6,729,800,000  | 貸付有価証券<br>214,300株            |
| 3436 | S U M C O         | 202,400   | 2,644.00  | 535,145,600    |                               |
| 5631 | 日本製鋼所             | 404,800   | 4,699.00  | 1,902,155,200  | 貸付有価証券<br>147,300株            |
| 6103 | オークマ              | 404,800   | 8,115.00  | 3,284,952,000  | 貸付有価証券<br>103,500株 (700株)     |
| 6113 | アマダ               | 2,024,000 | 1,864.00  | 3,772,736,000  | 貸付有価証券<br>57,700株             |
| 6146 | ディスコ              | 404,800   | 63,460.00 | 25,688,608,000 |                               |
| 6273 | S M C             | 202,400   | 81,660.00 | 16,527,984,000 |                               |

|      |                   |           |           |                |                                   |
|------|-------------------|-----------|-----------|----------------|-----------------------------------|
| 6301 | 小松製作所             | 2,024,000 | 4,887.00  | 9,891,288,000  | 貸付有価証券<br>1,109,700株              |
| 6302 | 住友重機械工業           | 404,800   | 4,262.00  | 1,725,257,600  |                                   |
| 6305 | 日立建機              | 2,024,000 | 4,539.00  | 9,186,936,000  |                                   |
| 6326 | クボタ               | 2,024,000 | 2,254.00  | 4,562,096,000  |                                   |
| 6361 | 荏原製作所             | 2,024,000 | 2,467.00  | 4,993,208,000  |                                   |
| 6367 | ダイキン工業            | 2,024,000 | 22,725.00 | 45,995,400,000 | 貸付有価証券<br>86,000株                 |
| 6471 | 日本精工              | 2,024,000 | 818.40    | 1,656,441,600  | 貸付有価証券<br>70,600株                 |
| 6472 | N T N             | 2,024,000 | 331.00    | 669,944,000    | 貸付有価証券<br>856,200株 (1,000<br>株)   |
| 6473 | ジェイテクト            | 2,024,000 | 1,115.50  | 2,257,772,000  | 貸付有価証券<br>596,600株                |
| 7004 | 日立造船              | 404,800   | 1,109.00  | 448,923,200    | 貸付有価証券<br>102,200株                |
| 7011 | 三菱重工業             | 2,024,000 | 1,936.50  | 3,919,476,000  | 貸付有価証券<br>1,560,300株              |
| 7013 | I H I             | 202,400   | 5,873.00  | 1,188,695,200  |                                   |
| 4902 | コニカミノルタ           | 2,024,000 | 462.80    | 936,707,200    | 貸付有価証券<br>51,900株                 |
| 6479 | ミネベアミツミ           | 2,024,000 | 3,623.00  | 7,332,952,000  |                                   |
| 6501 | 日立製作所             | 2,024,000 | 3,786.00  | 7,662,864,000  |                                   |
| 6503 | 三菱電機              | 2,024,000 | 2,851.00  | 5,770,424,000  |                                   |
| 6504 | 富士電機              | 404,800   | 9,211.00  | 3,728,612,800  |                                   |
| 6506 | 安川電機              | 2,024,000 | 5,668.00  | 11,472,032,000 | 貸付有価証券<br>145,000株                |
| 6526 | ソシオネクスト           | 2,024,000 | 3,907.00  | 7,907,768,000  | 貸付有価証券<br>632,700株 (441,000<br>株) |
| 6594 | ニデック              | 1,619,200 | 6,912.00  | 11,191,910,400 |                                   |
| 6645 | オムロン              | 2,024,000 | 5,813.00  | 11,765,512,000 |                                   |
| 6674 | ジーエス・ユアサ コーポレーション | 404,800   | 2,914.50  | 1,179,789,600  | 貸付有価証券<br>222,300株 (500株)         |
| 6701 | 日本電気              | 202,400   | 13,615.00 | 2,755,676,000  |                                   |
| 6702 | 富士通               | 2,024,000 | 2,658.00  | 5,379,792,000  |                                   |
| 6723 | ルネサスエレクトロニクス      | 2,024,000 | 3,253.00  | 6,584,072,000  |                                   |
| 6724 | セイコーエプソン          | 4,048,000 | 2,699.50  | 10,927,576,000 | 貸付有価証券<br>155,300株 (155,300<br>株) |
| 6752 | パナソニック ホールディングス   | 2,024,000 | 1,306.00  | 2,643,344,000  | 貸付有価証券<br>203,700株                |
| 6753 | シャープ              | 2,024,000 | 947.90    | 1,918,549,600  | 貸付有価証券<br>1,658,400株              |



|      |                |            |           |                 |                                      |
|------|----------------|------------|-----------|-----------------|--------------------------------------|
|      |                |            |           |                 | (1,256,500株)                         |
| 6758 | ソニーグループ        | 2,024,000  | 15,100.00 | 30,562,400,000  | 貸付有価証券<br>23,900株                    |
| 6762 | TDK            | 6,072,000  | 11,195.00 | 67,976,040,000  | 貸付有価証券<br>20,000株                    |
| 6770 | アルプスアルパイン      | 2,024,000  | 1,622.50  | 3,283,940,000   | 貸付有価証券<br>506,200株(25,700株)          |
| 6841 | 横河電機           | 2,024,000  | 4,056.00  | 8,209,344,000   | 貸付有価証券<br>1,800株                     |
| 6857 | アドバンテスト        | 16,192,000 | 6,528.00  | 105,701,376,000 | 貸付有価証券<br>3,012,800株<br>(2,421,200株) |
| 6861 | キーエンス          | 202,400    | 74,330.00 | 15,044,392,000  |                                      |
| 6920 | レーザーテック        | 809,600    | 33,400.00 | 27,040,640,000  | 貸付有価証券<br>21,500株(21,500株)           |
| 6952 | カシオ計算機         | 2,024,000  | 1,220.50  | 2,470,292,000   | 貸付有価証券<br>1,396,800株<br>(822,100株)   |
| 6954 | ファナック          | 10,120,000 | 4,562.00  | 46,167,440,000  |                                      |
| 6971 | 京セラ            | 16,192,000 | 1,967.50  | 31,857,760,000  | 貸付有価証券<br>5,005,700株                 |
| 6976 | 太陽誘電           | 2,024,000  | 5,037.00  | 10,194,888,000  | 貸付有価証券<br>183,700株                   |
| 6981 | 村田製作所          | 4,857,600  | 3,775.00  | 18,337,440,000  |                                      |
| 7735 | SCREENホールディングス | 809,600    | 15,830.00 | 12,815,968,000  | 貸付有価証券<br>46,600株(46,600株)           |
| 7751 | キヤノン           | 3,036,000  | 4,480.00  | 13,601,280,000  |                                      |
| 7752 | リコー            | 2,024,000  | 1,431.50  | 2,897,356,000   | 貸付有価証券<br>1,154,000株<br>(1,137,600株) |
| 8035 | 東京エレクトロン       | 6,072,000  | 36,080.00 | 219,077,760,000 | 貸付有価証券<br>2,600,000株                 |
| 6902 | デンソー           | 8,096,000  | 2,561.00  | 20,733,856,000  | 貸付有価証券<br>9,500株                     |
| 7012 | 川崎重工業          | 202,400    | 6,076.00  | 1,229,782,400   | 貸付有価証券<br>6,400株                     |
| 7201 | 日産自動車          | 2,024,000  | 553.60    | 1,120,486,400   | 貸付有価証券<br>1,568,000株<br>(1,568,000株) |
| 7202 | いすゞ自動車         | 1,012,000  | 2,234.50  | 2,261,314,000   | 貸付有価証券<br>700株                       |
| 7203 | トヨタ自動車         | 10,120,000 | 3,269.00  | 33,082,280,000  | 貸付有価証券<br>5,877,500株                 |
| 7205 | 日野自動車          | 2,024,000  | 433.90    | 878,213,600     | 貸付有価証券<br>794,000株(1,200株)           |
| 7211 | 三菱自動車工業        | 202,400    | 482.50    | 97,658,000      | 貸付有価証券                               |

|      |                 |            |           |                |                                      |
|------|-----------------|------------|-----------|----------------|--------------------------------------|
|      |                 |            |           |                | 149,500株 (103,900株)                  |
| 7261 | マツダ             | 404,800    | 1,523.00  | 616,510,400    | 貸付有価証券<br>54,000株                    |
| 7267 | 本田技研工業          | 12,144,000 | 1,705.00  | 20,705,520,000 | 貸付有価証券<br>9,740,800株                 |
| 7269 | スズキ             | 8,096,000  | 1,893.00  | 15,325,728,000 | 貸付有価証券<br>571,500株                   |
| 7270 | SUBARU          | 2,024,000  | 3,382.00  | 6,845,168,000  |                                      |
| 7272 | ヤマハ発動機          | 6,072,000  | 1,557.00  | 9,454,104,000  |                                      |
| 4543 | テルモ             | 16,192,000 | 2,759.00  | 44,673,728,000 | 貸付有価証券<br>1,761,400株                 |
| 7731 | ニコン             | 2,024,000  | 1,702.50  | 3,445,860,000  | 貸付有価証券<br>1,661,900株<br>(1,627,700株) |
| 7733 | オリンパス           | 8,096,000  | 2,622.50  | 21,231,760,000 |                                      |
| 7741 | HOYA            | 1,012,000  | 20,350.00 | 20,594,200,000 |                                      |
| 7762 | シチズン時計          | 2,024,000  | 1,070.00  | 2,165,680,000  | 貸付有価証券<br>1,660,100株<br>(1,659,800株) |
| 7832 | バンダイナムコホールディングス | 6,072,000  | 3,208.00  | 19,478,976,000 |                                      |
| 7911 | TOPPANホールディングス  | 1,012,000  | 4,532.00  | 4,586,384,000  |                                      |
| 7912 | 大日本印刷           | 1,012,000  | 5,358.00  | 5,422,296,000  | 貸付有価証券<br>700株                       |
| 7951 | ヤマハ             | 2,024,000  | 3,580.00  | 7,245,920,000  |                                      |
| 7974 | 任天堂             | 2,024,000  | 8,825.00  | 17,861,800,000 |                                      |
| 9501 | 東京電力ホールディングス    | 202,400    | 823.80    | 166,737,120    | 貸付有価証券<br>39,200株                    |
| 9502 | 中部電力            | 202,400    | 1,878.50  | 380,208,400    | 貸付有価証券<br>600株                       |
| 9503 | 関西電力            | 202,400    | 2,690.00  | 544,456,000    |                                      |
| 9531 | 東京瓦斯            | 404,800    | 3,413.00  | 1,381,582,400  | 貸付有価証券<br>700株                       |
| 9532 | 大阪瓦斯            | 404,800    | 3,445.00  | 1,394,536,000  |                                      |
| 9001 | 東武鉄道            | 404,800    | 2,667.00  | 1,079,601,600  | 貸付有価証券<br>1,000株                     |
| 9005 | 東急              | 1,012,000  | 1,765.00  | 1,786,180,000  | 貸付有価証券<br>247,200株                   |
| 9007 | 小田急電鉄           | 1,012,000  | 1,547.00  | 1,565,564,000  | 貸付有価証券<br>67,300株                    |
| 9008 | 京王電鉄            | 404,800    | 3,753.00  | 1,519,214,400  | 貸付有価証券<br>300株 (200株)                |
| 9009 | 京成電鉄            | 1,012,000  | 5,135.00  | 5,196,620,000  | 貸付有価証券<br>1,300株                     |
| 9020 | 東日本旅客鉄道         | 607,200    | 2,686.50  | 1,631,242,800  | 貸付有価証券<br>394,500株                   |

|      |                          |            |           |                 |                                    |
|------|--------------------------|------------|-----------|-----------------|------------------------------------|
| 9021 | 西日本旅客鉄道                  | 404,800    | 2,904.50  | 1,175,741,600   | 貸付有価証券<br>128,600株                 |
| 9022 | 東海旅客鉄道                   | 1,012,000  | 3,513.00  | 3,555,156,000   | 貸付有価証券<br>6,600株                   |
| 9064 | ヤマトホールディングス              | 2,024,000  | 1,822.00  | 3,687,728,000   | 貸付有価証券<br>256,200株                 |
| 9147 | NIPPON EXPRESSホール<br>ディン | 202,400    | 7,215.00  | 1,460,316,000   |                                    |
| 9101 | 日本郵船                     | 607,200    | 4,668.00  | 2,834,409,600   |                                    |
| 9104 | 商船三井                     | 607,200    | 4,822.00  | 2,927,918,400   |                                    |
| 9107 | 川崎汽船                     | 1,821,600  | 2,412.00  | 4,393,699,200   |                                    |
| 9201 | 日本航空                     | 2,024,000  | 2,561.50  | 5,184,476,000   |                                    |
| 9202 | ANAホールディングス              | 202,400    | 3,015.00  | 610,236,000     | 貸付有価証券<br>27,000株                  |
| 9301 | 三菱倉庫                     | 1,012,000  | 5,296.00  | 5,359,552,000   | 貸付有価証券<br>1,100株                   |
| 3659 | ネクソン                     | 4,048,000  | 3,322.00  | 13,447,456,000  |                                    |
| 4385 | メルカリ                     | 2,024,000  | 2,378.00  | 4,813,072,000   | 貸付有価証券<br>1,259,700株<br>(972,600株) |
| 4689 | LINEヤフー                  | 809,600    | 403.50    | 326,673,600     |                                    |
| 4704 | トレンドマイクロ                 | 2,024,000  | 7,072.00  | 14,313,728,000  |                                    |
| 9432 | 日本電信電話                   | 20,240,000 | 157.20    | 3,181,728,000   | 貸付有価証券<br>15,600,000株              |
| 9433 | KDDI                     | 12,144,000 | 4,505.00  | 54,708,720,000  |                                    |
| 9434 | ソフトバンク                   | 2,024,000  | 2,039.50  | 4,127,948,000   |                                    |
| 9602 | 東宝                       | 202,400    | 4,536.00  | 918,086,400     | 貸付有価証券<br>53,800株                  |
| 9613 | NTTデータグループ               | 10,120,000 | 2,345.00  | 23,731,400,000  |                                    |
| 9766 | コナミグループ                  | 2,024,000  | 11,950.00 | 24,186,800,000  | 貸付有価証券<br>42,800株                  |
| 9984 | ソフトバンクグループ               | 12,144,000 | 11,425.00 | 138,745,200,000 | 貸付有価証券<br>198,000株                 |
| 2768 | 双日                       | 202,400    | 3,905.00  | 790,372,000     |                                    |
| 8001 | 伊藤忠商事                    | 2,024,000  | 8,053.00  | 16,299,272,000  |                                    |
| 8002 | 丸紅                       | 2,024,000  | 3,074.00  | 6,221,776,000   |                                    |
| 8015 | 豊田通商                     | 6,072,000  | 3,188.00  | 19,357,536,000  | 貸付有価証券<br>3,000株                   |
| 8031 | 三井物産                     | 4,048,000  | 3,775.00  | 15,281,200,000  |                                    |
| 8053 | 住友商事                     | 2,024,000  | 4,063.00  | 8,223,512,000   |                                    |
| 8058 | 三菱商事                     | 6,072,000  | 3,370.00  | 20,462,640,000  |                                    |
| 3086 | J. フロント リテイリング           | 1,012,000  | 1,979.00  | 2,002,748,000   |                                    |
| 3092 | ZOZO                     | 2,024,000  | 4,296.00  | 8,695,104,000   | 貸付有価証券                             |

|      |                      |           |           |                 |                            |
|------|----------------------|-----------|-----------|-----------------|----------------------------|
|      |                      |           |           |                 | 1,315,800株<br>(1,295,000株) |
| 3099 | 三越伊勢丹ホールディングス        | 2,024,000 | 3,454.00  | 6,990,896,000   |                            |
| 3382 | セブン&アイ・ホールディングス      | 6,072,000 | 1,785.50  | 10,841,556,000  |                            |
| 8233 | 高島屋                  | 1,012,000 | 2,933.00  | 2,968,196,000   | 貸付有価証券<br>208,500株         |
| 8252 | 丸井グループ               | 2,024,000 | 2,404.00  | 4,865,696,000   | 貸付有価証券<br>6,200株(200株)     |
| 8267 | イオン                  | 2,024,000 | 3,297.00  | 6,673,128,000   |                            |
| 9843 | ニトリホールディングス          | 1,012,000 | 17,120.00 | 17,325,440,000  | 貸付有価証券<br>200株             |
| 9983 | ファーストリテイリング          | 6,072,000 | 42,470.00 | 257,877,840,000 |                            |
| 5831 | しずおかフィナンシャルグループ      | 2,024,000 | 1,527.00  | 3,090,648,000   | 貸付有価証券<br>434,300株         |
| 7186 | コンコルディア・フィナンシャルグループ  | 2,024,000 | 929.70    | 1,881,712,800   | 貸付有価証券<br>152,900株         |
| 8304 | あおぞら銀行               | 202,400   | 2,528.00  | 511,667,200     | 貸付有価証券<br>171,000株(200株)   |
| 8306 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ    | 2,024,000 | 1,777.00  | 3,596,648,000   |                            |
| 8308 | りそなホールディングス          | 202,400   | 1,066.50  | 215,859,600     |                            |
| 8309 | 三井住友トラスト・ホールディングス    | 404,800   | 3,844.00  | 1,556,051,200   |                            |
| 8316 | 三井住友フィナンシャルグループ      | 202,400   | 11,010.00 | 2,228,424,000   |                            |
| 8331 | 千葉銀行                 | 2,024,000 | 1,383.50  | 2,800,204,000   |                            |
| 8354 | ふくおかフィナンシャルグループ      | 404,800   | 4,299.00  | 1,740,235,200   | 貸付有価証券<br>300株             |
| 8411 | みずほフィナンシャルグループ       | 202,400   | 3,433.00  | 694,839,200     | 貸付有価証券<br>140,800株         |
| 8601 | 大和証券グループ本社           | 2,024,000 | 1,311.00  | 2,653,464,000   | 貸付有価証券<br>270,200株         |
| 8604 | 野村ホールディングス           | 2,024,000 | 988.60    | 2,000,926,400   | 貸付有価証券<br>1,700株           |
| 8630 | SOMPOホールディングス        | 1,214,400 | 3,440.00  | 4,177,536,000   |                            |
| 8725 | MS&ADインシュアランスグループホール | 1,821,600 | 3,745.00  | 6,821,892,000   |                            |
| 8750 | 第一生命ホールディングス         | 202,400   | 4,642.00  | 939,540,800     | 貸付有価証券<br>19,700株          |
| 8766 | 東京海上ホールディングス         | 3,036,000 | 6,255.00  | 18,990,180,000  |                            |
| 8795 | T&Dホールディングス          | 404,800   | 2,938.00  | 1,189,302,400   | 貸付有価証券<br>15,600株          |
| 8253 | クレディセゾン              | 2,024,000 | 3,427.00  | 6,936,248,000   | 貸付有価証券<br>54,700株          |
| 8591 | オリックス                | 2,024,000 | 3,703.00  | 7,494,872,000   |                            |
| 8697 | 日本取引所グループ            | 2,024,000 | 3,899.00  | 7,891,576,000   |                            |
| 3289 | 東急不動産ホールディングス        | 2,024,000 | 1,094.00  | 2,214,256,000   |                            |

|      |               |             |          |                   |                      |
|------|---------------|-------------|----------|-------------------|----------------------|
| 8801 | 三井不動産         | 6,072,000   | 1,531.00 | 9,296,232,000     |                      |
| 8802 | 三菱地所          | 2,024,000   | 2,613.00 | 5,288,712,000     |                      |
| 8804 | 東京建物          | 1,012,000   | 2,665.50 | 2,697,486,000     |                      |
| 8830 | 住友不動産         | 2,024,000   | 5,013.00 | 10,146,312,000    | 貸付有価証券<br>300株       |
| 2413 | エムスリー         | 4,857,600   | 1,564.00 | 7,597,286,400     | 貸付有価証券<br>35,700株    |
| 2432 | ディー・エヌ・エー     | 607,200     | 1,612.50 | 979,110,000       | 貸付有価証券<br>474,500株   |
| 4324 | 電通グループ        | 2,024,000   | 4,053.00 | 8,203,272,000     |                      |
| 4661 | オリエンタルランド     | 2,024,000   | 4,546.00 | 9,201,104,000     |                      |
| 4751 | サイバーエージェント    | 1,619,200   | 964.20   | 1,561,232,640     | 貸付有価証券<br>1,049,200株 |
| 4755 | 楽天グループ        | 2,024,000   | 908.10   | 1,837,994,400     |                      |
| 6098 | リクルートホールディングス | 6,072,000   | 9,342.00 | 56,724,624,000    |                      |
| 6178 | 日本郵政          | 2,024,000   | 1,684.50 | 3,409,428,000     |                      |
| 9735 | セコム           | 2,024,000   | 9,471.00 | 19,169,304,000    |                      |
| 合 計  |               | 550,123,200 |          | 2,555,465,441,760 |                      |

(注 1) 貸付株式の ( ) 内は、委託者の利害関係人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社又はモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社に対する貸付で、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記) に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【MAXIS 日経225上場投信】

### 【純資産額計算書】

2024年7月31日現在

(単位：円)

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| I 資産総額                | 2,647,077,376,265 |
| II 負債総額               | 219,778,634,515   |
| III 純資産総額 (I - II)    | 2,427,298,741,750 |
| IV 発行済口数              | 60,166,321口       |
| V 1口当たり純資産価額 (III/IV) | 40,343            |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### (4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

##### 第1【委託会社等の概況】

## 1 【委託会社等の概況】

### (1) 資本金の額等

2024年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

### (2) 委託会社の機構

#### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

#### ・投資運用の意思決定機構

##### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

##### ②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

##### ③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

##### ④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

##### ⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

##### ⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

##### ⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

##### ⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

ます。

2024年7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

| 商品分類       | 本数<br>(本) | 純資産総額<br>(百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託  | 829       | 35,602,157     |
| 追加型公社債投資信託 | 16        | 1,535,876      |
| 単位型株式投資信託  | 94        | 419,510        |
| 単位型公社債投資信託 | 48        | 101,839        |
| 合計         | 987       | 37,659,382     |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。



### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

|            | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) |             | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |             |
|------------|-------------------------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| (資産の部)     |                               |             |                               |             |
| 流動資産       |                               |             |                               |             |
| 現金及び預金     | ※2                            | 51,733,041  | ※2                            | 58,206,340  |
| 有価証券       |                               | 1,579,691   |                               | 15,283      |
| 前払費用       |                               | 770,747     |                               | 679,199     |
| 未収入金       |                               | 81,854      |                               | 138,388     |
| 未収委託者報酬    |                               | 16,753,855  |                               | 21,064,747  |
| 未収収益       | ※2                            | 688,142     | ※2                            | 1,485,701   |
| 金銭の信託      |                               | 10,400,000  |                               | 10,500,500  |
| その他        |                               | 745,576     |                               | 371,400     |
| 流動資産合計     |                               | 82,752,908  |                               | 92,461,561  |
| 固定資産       |                               |             |                               |             |
| 有形固定資産     |                               |             |                               |             |
| 建物         | ※1                            | 181,551     | ※1                            | 2,936,036   |
| 器具備品       | ※1                            | 730,357     | ※1                            | 1,531,857   |
| 土地         |                               | 628,433     |                               | 628,433     |
| 建設仮勘定      |                               | 1,111,177   |                               | 45,140      |
| 有形固定資産合計   |                               | 2,651,520   |                               | 5,141,467   |
| 無形固定資産     |                               |             |                               |             |
| 電話加入権      |                               | 15,822      |                               | 15,822      |
| ソフトウェア     |                               | 4,183,644   |                               | 5,008,987   |
| ソフトウェア仮勘定  |                               | 1,907,739   |                               | 1,587,548   |
| 無形固定資産合計   |                               | 6,107,206   |                               | 6,612,357   |
| 投資その他の資産   |                               |             |                               |             |
| 投資有価証券     |                               | 12,022,365  |                               | 13,788,071  |
| 関係会社株式     |                               | 159,536     |                               | 159,536     |
| 投資不動産      | ※1                            | 807,066     | ※1                            | 1,788,120   |
| 長期差入保証金    |                               | 689,492     |                               | 689,867     |
| 前払年金費用     |                               | 118,832     |                               | 47,573      |
| 繰延税金資産     |                               | 1,675,132   |                               | 1,088,836   |
| その他        |                               | 45,230      |                               | 45,230      |
| 貸倒引当金      |                               | △23,600     |                               | △23,600     |
| 投資その他の資産合計 |                               | 15,494,056  |                               | 17,583,636  |
| 固定資産合計     |                               | 24,252,782  |                               | 29,337,461  |
| 資産合計       |                               | 107,005,691 |                               | 121,799,022 |

(単位：千円)

|           | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| (負債の部)    |                               |                               |
| 流動負債      |                               |                               |
| 預り金       | 507,559                       | 807,451                       |
| 未払金       |                               |                               |
| 未払収益分配金   | 114,094                       | 105,550                       |
| 未払償還金     | 7,418                         | 43,553                        |
| 未払手数料     | ※2 6,139,595                  | ※2 7,523,485                  |
| その他未払金    | ※2 955,697                    | ※2 885,002                    |
| 未払費用      | ※2 5,778,896                  | ※2 8,611,140                  |
| 未払消費税等    | 439,657                       | 623,219                       |
| 未払法人税等    | 2,375,281                     | 2,235,007                     |
| 賞与引当金     | 849,840                       | 1,182,242                     |
| 役員賞与引当金   | 154,872                       | 175,992                       |
| その他       | 5,517                         | 12,303                        |
| 流動負債合計    | 17,328,431                    | 22,204,949                    |
| 固定負債      |                               |                               |
| 退職給付引当金   | 1,333,882                     | 1,608,101                     |
| 役員退職慰労引当金 | 75,667                        | 30,105                        |
| 時効後支払損引当金 | 254,296                       | 250,350                       |
| 資産除去債務    | -                             | 1,428,586                     |
| その他       | -                             | 29,109                        |
| 固定負債合計    | 1,663,846                     | 3,346,253                     |
| 負債合計      | 18,992,277                    | 25,551,202                    |
| (純資産の部)   |                               |                               |
| 株主資本      |                               |                               |
| 資本金       | 2,000,131                     | 2,000,131                     |
| 資本剰余金     |                               |                               |
| 資本準備金     | 3,572,096                     | 3,572,096                     |
| その他資本剰余金  | 41,160,616                    | 41,160,616                    |
| 資本剰余金合計   | 44,732,712                    | 44,732,712                    |
| 利益剰余金     |                               |                               |
| 利益準備金     | 342,589                       | 342,589                       |
| その他利益剰余金  |                               |                               |
| 別途積立金     | 6,998,000                     | 6,998,000                     |
| 繰越利益剰余金   | 33,267,700                    | 40,236,787                    |
| 利益剰余金合計   | 40,608,289                    | 47,577,377                    |
| 株主資本合計    | 87,341,133                    | 94,310,221                    |

(単位：千円)

|              | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 評価・換算差額等     |                               |                               |
| その他有価証券評価差額金 | 672,279                       | 1,937,598                     |
| 評価・換算差額等合計   | 672,279                       | 1,937,598                     |
| 純資産合計        | 88,013,413                    | 96,247,820                    |
| 負債純資産合計      | 107,005,691                   | 121,799,022                   |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|           | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |            | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |             |
|-----------|---|------------|---|-------------|
| 営業収益      |   |            |   |             |
| 委託者報酬     |   | 84,121,445 |   | 98,635,342  |
| 投資顧問料     |   | 2,750,601  |   | 3,117,320   |
| その他営業収益   |   | 10,412     |   | 148,442     |
| 営業収益合計    |   | 86,882,459 |   | 101,901,104 |
| 営業費用      |   |            |   |             |
| 支払手数料     | ※4  | 31,461,274 | ※4  | 34,494,219  |
| 広告宣伝費     |   | 798,894    |   | 593,586     |
| 公告費       |   | 375        |   | 1,017       |
| 調査費       |   |            |   |             |
| 調査費       |   | 2,849,042  |   | 3,537,103   |
| 委託調査費     |   | 19,236,505 |   | 27,296,058  |
| 事務委託費     |   | 1,751,807  |   | 1,861,577   |
| 営業雑経費     |   |            |   |             |
| 通信費       |   | 113,480    |   | 137,737     |
| 印刷費       |   | 367,379    |   | 390,143     |
| 協会費       |   | 58,128     |   | 68,869      |
| 諸会費       |   | 18,447     |   | 20,108      |
| 事務機器関連費   |   | 2,238,382  |   | 2,531,009   |
| その他営業雑経費  |   | -          |   | 139,012     |
| 営業費用合計    |   | 58,893,717 |   | 71,070,444  |
| 一般管理費     |   |            |   |             |
| 給料        |   |            |   |             |
| 役員報酬      |   | 416,461    |   | 400,592     |
| 給料・手当     |   | 6,565,766  |   | 7,202,711   |
| 賞与引当金繰入   |   | 849,840    |   | 1,182,242   |
| 役員賞与引当金繰入 |   | 154,872    |   | 175,992     |
| 福利厚生費     |   | 1,279,885  |   | 1,424,215   |
| 交際費       |   | 8,942      |   | 10,054      |
| 旅費交通費     |   | 75,274     |   | 108,782     |
| 租税公課      |   | 403,955    |   | 397,138     |
| 不動産賃借料    |   | 719,707    |   | 728,550     |
| 退職給付費用    |   | 388,176    |   | 381,449     |
| 固定資産減価償却費 |   | 2,418,341  |   | 2,469,755   |
| 諸経費       |   | 444,313    |   | 490,104     |
| 一般管理費合計   |   | 13,725,534 |   | 14,971,590  |
| 営業利益      |   | 14,263,207 |   | 15,859,070  |

(単位：千円)

|              | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) |            | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |            |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 営業外収益        |   |            |   |            |
| 受取配当金        |   | 47,353     |   | 54,618     |
| 受取利息         | ※4  | 10,279     | ※4  | 12,836     |
| 投資有価証券償還益    |   | 609,102    |   | 204,527    |
| 収益分配金等時効完成分  |   | 94,351     |   | 17,722     |
| 受取賃貸料        | ※4  | 65,808     | ※4  | 162,111    |
| その他          |   | 36,894     |   | 44,734     |
| 営業外収益合計      |   | 863,788    |   | 496,550    |
| 営業外費用        |   |            |   |            |
| 投資有価証券償還損    |   | 32,995     |   | 234,700    |
| 時効後支払損引当金繰入  |   | 31,951     |   | -          |
| 事務過誤費        |   | 2,680      |   | 10,822     |
| 賃貸関連費用       |   | 14,262     |   | 108,773    |
| その他          |   | 32,394     |   | 25,903     |
| 営業外費用合計      |   | 114,284    |   | 380,199    |
| 経常利益         |   | 15,012,711 |   | 15,975,421 |
| 特別利益         |   |            |   |            |
| 投資有価証券売却益    |   | 387,113    |   | 464,927    |
| 固定資産売却益      |   | -          | ※1  | 16,229     |
| 資産除去債務履行差額   |   | -          |   | 87,050     |
| 特別利益合計       |   | 387,113    |   | 568,207    |
| 特別損失         |   |            |   |            |
| 投資有価証券売却損    |   | 15,828     |   | 57,011     |
| 投資有価証券評価損    |   | 104,554    |   | 31,651     |
| 固定資産除却損      | ※3  | 32,791     | ※3  | 20,246     |
| 固定資産売却損      |   | -          | ※2  | 65,427     |
| 減損損失         | ※5  | 315,350    |   | -          |
| 企業結合関連費用     |   | -          | ※6  | 1,187,136  |
| 特別損失合計       |   | 468,524    |   | 1,361,473  |
| 税引前当期純利益     |   | 14,931,300 |   | 15,182,154 |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※4  | 4,860,444  | ※4  | 4,542,085  |
| 法人税等調整額      |   | △271,471   |   | 102,468    |
| 法人税等合計       |   | 4,588,973  |   | 4,644,553  |
| 当期純利益        |   | 10,342,327 |   | 10,537,601 |



## (3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

(単位:千円)

|                     | 株主資本      |           |            |            |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |            |            |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金   | 資本剰余金合計    |
| 当期首残高               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |
| 当期変動額               |           |           |            |            |
| 剰余金の配当              |           |           |            |            |
| 当期純利益               |           |           |            |            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |            |            |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —          | —          |
| 当期末残高               | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |

|                     | 利益剰余金   |           |            |            | 株主資本合計     |
|---------------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
|                     | 利益準備金   | その他利益剰余金  |            | 利益剰余金合計    |            |
|                     |         | 別途積立金     | 繰越利益剰余金    |            |            |
| 当期首残高               | 342,589 | 6,998,000 | 29,000,498 | 36,341,088 | 83,073,932 |
| 当期変動額               |         |           |            |            |            |
| 剰余金の配当              |         |           | △6,075,125 | △6,075,125 | △6,075,125 |
| 当期純利益               |         |           | 10,342,327 | 10,342,327 | 10,342,327 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |            |            |            |
| 当期変動額合計             | —       | —         | 4,267,201  | 4,267,201  | 4,267,201  |
| 当期末残高               | 342,589 | 6,998,000 | 33,267,700 | 40,608,289 | 87,341,133 |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|---------------------|--------------|------------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高               | 1,626,775    | 1,626,775  | 84,700,707 |
| 当期変動額               |              |            |            |
| 剰余金の配当              |              |            | △6,075,125 |
| 当期純利益               |              |            | 10,342,327 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △954,495     | △954,495   | △954,495   |
| 当期変動額合計             | △954,495     | △954,495   | 3,312,705  |
| 当期末残高               | 672,279      | 672,279    | 88,013,413 |

|                         | 株主資本      |           |              |             |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |              |             |
|                         |           | 資本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本<br>剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  |
| 当期変動額                   |           |           |              |             |
| 企業結合による増加               |           |           |              |             |
| 剰余金の配当                  |           |           |              |             |
| 当期純利益                   |           |           |              |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |              |             |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | —            | —           |
| 当期末残高                   | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616   | 44,732,712  |

|                         | 利益剰余金     |           |             |             | 株主資本合計     |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
|                         | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金  |             | 利益剰余金<br>合計 |            |
|                         |           | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                   | 342,589   | 6,998,000 | 33,267,700  | 40,608,289  | 87,341,133 |
| 当期変動額                   |           |           |             |             |            |
| 企業結合による増加               |           |           | 1,602,526   | 1,602,526   | 1,602,526  |
| 剰余金の配当                  |           |           | △5,171,039  | △5,171,039  | △5,171,039 |
| 当期純利益                   |           |           | 10,537,601  | 10,537,601  | 10,537,601 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |             |             |            |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | 6,969,087   | 6,969,087   | 6,969,087  |
| 当期末残高                   | 342,589   | 6,998,000 | 40,236,787  | 47,577,377  | 94,310,221 |

|                         | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計      |
|-------------------------|----------------------|----------------|------------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 672,279              | 672,279        | 88,013,413 |
| 当期変動額                   |                      |                |            |
| 企業結合による増加               |                      |                | 1,602,526  |
| 剰余金の配当                  |                      |                | △5,171,039 |
| 当期純利益                   |                      |                | 10,537,601 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 1,265,319            | 1,265,319      | 1,265,319  |
| 当期変動額合計                 | 1,265,319            | 1,265,319      | 8,234,406  |
| 当期末残高                   | 1,937,598            | 1,937,598      | 96,247,820 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|       |        |
|-------|--------|
| 建物    | 5年～50年 |
| 器具備品  | 2年～20年 |
| 投資不動産 | 3年～50年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

|       | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| 建物    | 1,006,606 千円                  | 498,805 千円                    |
| 器具備品  | 1,985,072 千円                  | 1,643,689 千円                  |
| 投資不動産 | 163,978 千円                    | 211,090 千円                    |

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|        | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|--------|-------------------------------|-------------------------------|
| 預金     | 40,165,058 千円                 | 39,776,992 千円                 |
| 未収収益   | 15,046 千円                     | 12,312 千円                     |
| 未払手数料  | 790,279 千円                    | 886,173 千円                    |
| その他未払金 | 77,007 千円                     | 105,407 千円                    |
| 未払費用   | 277,358 千円                    | 599,493 千円                    |

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

|      | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|------|---|---|
| 器具備品 | -   | 16,229 千円   |
| 計    | -   | 16,229 千円   |

※2. 固定資産売却損の内訳

|      | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|------|---|---|
| 器具備品 | -   | 65,427 千円   |
| 計    | -   | 65,427 千円   |

※3. 固定資産除却損の内訳

|        | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|--------|---|---|
| 建物     | 1,047 千円  | 15,825 千円   |
| 器具備品   | 29,762 千円   | 3,986 千円  |
| ソフトウェア | 1,981 千円  | 434 千円  |
| 計      | 32,791 千円   | 20,246 千円   |

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

|              | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|--------------|---|---|
| 支払手数料        | 4,893,312 千円                                      | 5,006,309 千円                                      |
| 受取利息         | 10,236 千円   | 12,747 千円   |
| 受取賃貸料        | 68,168 千円   | 152,876 千円  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,947,200 千円                                      | 132,303 千円  |

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

| 場所           | 用途     | 種類     | 金額         |
|--------------|--------|--------|------------|
| 東京都千代田区 (本社) | ホームページ | ソフトウェア | 315,350 千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 211,581           | —                 | —                 | 211,581          |
| 合計    | 211,581           | —                 | —                 | 211,581          |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 211,581           | —                 | —                 | 211,581          |
| 合計    | 211,581           | —                 | —                 | 211,581          |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 1株当たり配当額 24,440円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 216,218円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 年内 | 962,809 千円                    | 681,212 千円                    |
| 1 年超 | 1,532,728 千円                  | 851,515 千円                    |
| 合計   | 2,495,537 千円                  | 1,532,728 千円                  |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

|            | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）     | 差額（千円） |
|------------|------------------|------------|--------|
| (1) 有価証券   | 1,579,691        | 1,579,691  | —      |
| (2) 金銭の信託  | 10,400,000       | 10,400,000 | —      |
| (3) 投資有価証券 | 12,022,365       | 12,022,365 | —      |
| 資産計        | 24,002,056       | 24,002,056 | —      |

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

|                   | 1 年以内      | 1 年超<br>5 年以内 | 5 年超<br>10 年以内 | 10 年超 |
|-------------------|------------|---------------|----------------|-------|
| 現金及び預金            | 51,733,041 | —             | —              | —     |
| 金銭の信託             | 10,400,000 | —             | —              | —     |
| 未収委託者報酬           | 16,753,855 | —             | —              | —     |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |               |                |       |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |               |                |       |
| 投資信託              | 1,579,691  | 4,859,714     | 1,433,213      | —     |
| 合計                | 80,466,587 | 4,859,714     | 1,433,213      | —     |



第39期(2024年3月31日現在)

|            | 貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|------------|-------------------|------------|---------|
| (1) 有価証券   | 15,283            | 15,283     | —       |
| (2) 金銭の信託  | 10,500,500        | 10,500,500 | —       |
| (3) 投資有価証券 | 13,788,071        | 13,788,071 | —       |
| 資産計        | 24,303,855        | 24,303,855 | —       |

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

|                   | 1年以内       | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超   |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金            | 58,206,340 | —           | —            | —      |
| 金銭の信託             | 10,500,500 | —           | —            | —      |
| 未収委託者報酬           | 21,064,747 | —           | —            | —      |
| 有価証券及び投資有価証券      |            |             |              |        |
| その他有価証券のうち満期があるもの |            |             |              |        |
| 投資信託              | 15,283     | 5,351,373   | 347,505      | 11,696 |
| 合計                | 89,786,871 | 5,351,373   | 347,505      | 11,696 |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
第38期(2023年3月31日現在)

| 区分     | 時価 (千円)   |            |      |            |
|--------|-----------|------------|------|------------|
|        | レベル1      | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 有価証券   | —         | 1,579,691  | —    | 1,579,691  |
| 金銭の信託  | —         | 10,400,000 | —    | 10,400,000 |
| 投資有価証券 | 1,794,704 | 10,227,661 | —    | 12,022,365 |
| 資産計    | 1,794,704 | 22,207,352 | —    | 24,002,056 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

| 区分     | 時価 (千円)   |            |      |            |
|--------|-----------|------------|------|------------|
|        | レベル1      | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 有価証券   | —         | 15,283     | —    | 15,283     |
| 金銭の信託  | —         | 10,500,500 | —    | 10,500,500 |
| 投資有価証券 | 2,014,968 | 11,773,103 | —    | 13,788,071 |
| 資産計    | 2,014,968 | 22,288,887 | —    | 24,303,855 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

|                          | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額 (千円)   |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 8,983,713        | 7,558,314    | 1,425,399 |
|                          | 小計  | 8,983,713        | 7,558,314    | 1,425,399 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 15,018,343       | 15,474,760   | △456,417  |
|                          | 小計  | 15,018,343       | 15,474,760   | △456,417  |
| 合計                       |     | 24,002,056       | 23,033,074   | 968,982   |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

|                          | 種類  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価<br>(千円) | 差額 (千円)   |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 17,364,277       | 14,269,984   | 3,094,293 |
|                          | 小計  | 17,364,277       | 14,269,984   | 3,094,293 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式  | —                | —            | —         |
|                          | 債券  | —                | —            | —         |
|                          | その他 | 6,939,577        | 7,241,136    | △301,559  |
|                          | 小計  | 6,939,577        | 7,241,136    | △301,559  |
| 合計                       |     | 24,303,855       | 21,511,121   | 2,792,733 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

## 3. 売却したその他有価証券

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

| 種類  | 売却額 (千円)  | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 株式  | 17,240    | —            | 14,120       |
| 債券  | —         | —            | —            |
| その他 | 1,551,405 | 387,113      | 1,708        |
| 合計  | 1,568,645 | 387,113      | 15,828       |

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

| 種類  | 売却額 (千円)  | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 株式  | —         | —            | —            |
| 債券  | —         | —            | —            |
| その他 | 3,750,272 | 464,927      | 57,011       |
| 合計  | 3,750,272 | 464,927      | 57,011       |

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                  | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|------------------|---|---|
| 退職給付債務の期首残高      | 3,723,521 千円                                      | 3,582,778 千円                                      |
| 勤務費用             | 196,190   | 182,947   |
| 利息費用             | 25,925  | 39,626  |
| 数理計算上の差異の<br>発生額 | △186,130  | △79,379   |
| 退職給付の支払額         | △176,727  | △300,286  |
| 過去勤務費用の発生額       | —   | —   |
| 企業結合による影響額       | —   | 226,499   |
| 退職給付債務の期末残高      | 3,582,778   | 3,652,185   |

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                  | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|------------------|---|---|
| 年金資産の期首残高        | 2,583,927 千円                                      | 2,425,752 千円                                      |
| 期待運用収益           | 46,453  | 43,626  |
| 数理計算上の差異の<br>発生額 | △103,934  | 227,699   |
| 事業主からの拠出額        | —   | —   |
| 退職給付の支払額         | △100,694  | △204,536  |
| 年金資産の期末残高        | 2,425,752   | 2,492,542   |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                         | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 積立型制度の<br>退職給付債務        | 2,468,195 千円                  | 2,250,427 千円                  |
| 年金資産                    | △2,425,752                    | △2,492,542                    |
| 非積立型制度の退職給付債務           | 42,442                        | △242,114                      |
| 未積立退職給付債務               | 1,114,583                     | 1,401,758                     |
| 未認識数理計算上の差異             | 1,157,025                     | 1,159,643                     |
| 未認識過去勤務費用               | 281,343                       | 558,841                       |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | △223,319                      | △157,957                      |
| 退職給付引当金                 | 1,215,049                     | 1,560,527                     |
| 前払年金費用                  | 1,333,882                     | 1,608,101                     |
| 貸借対照表に計上された負債と<br>資産の純額 | △118,832                      | △47,573                       |
|                         | 1,215,049                     | 1,560,527                     |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                     | 第 38 期<br>(自 2022 年 4 月 1 日<br>至 2023 年 3 月 31 日) | 第 39 期<br>(自 2023 年 4 月 1 日<br>至 2024 年 3 月 31 日) |
|---------------------|---|---|
| 勤務費用                | 196,190 千円  | 182,947 千円  |
| 利息費用                | 25,925  | 39,626  |
| 期待運用収益              | △46,453   | △43,626   |
| 数理計算上の差異の<br>費用処理額  | △6,532  | △29,581   |
| 過去勤務費用の費用処理額        | 65,361  | 65,361  |
| 退職給付制度の統合に係る<br>調整額 | -   | 34,505  |
| その他                 | 1,600   | 2,196   |
| 確定給付制度に係る<br>退職給付費用 | 236,091   | 251,429   |

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|     | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| 債券  | 63.6 %                        | 62.0 %                        |
| 株式  | 34.2                          | 35.9                          |
| その他 | 2.2                           | 2.1                           |
| 合計  | 100                           | 100                           |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

|           | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 割引率       | 0.066～1.13%                   | 1.39～1.41%                    |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8%                      | 1.5～1.8%                      |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 繰延税金資産       |                               |                               |
| 減損損失         | 499,742千円                     | 389,750千円                     |
| 投資有価証券評価損    | 47,876                        | 30,021                        |
| 未払事業税        | 169,997                       | 126,161                       |
| 賞与引当金        | 260,221                       | 362,002                       |
| 役員賞与引当金      | 29,828                        | 33,564                        |
| 役員退職慰労引当金    | 23,169                        | 9,218                         |
| 退職給付引当金      | 408,434                       | 492,400                       |
| 減価償却超過額      | 227,100                       | 199,986                       |
| 差入保証金        | 52,869                        | —                             |
| 資産除去債務       | —                             | 16,900                        |
| 時効後支払損引当金    | 77,865                        | 76,657                        |
| その他          | 212,315                       | 227,182                       |
| 繰延税金資産 小計    | 2,009,420                     | 1,963,847                     |
| 評価性引当額       | —                             | —                             |
| 繰延税金資産 合計    | 2,009,420                     | 1,963,847                     |
| 繰延税金負債       |                               |                               |
| 前払年金費用       | △36,386                       | △14,567                       |
| その他有価証券評価差額金 | △296,702                      | △855,135                      |
| その他          | △1,199                        | △5,308                        |
| 繰延税金負債 合計    | △334,288                      | △875,010                      |
| 繰延税金資産の純額    | 1,675,132                     | 1,088,836                     |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図っております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

|                | 第 38 期<br>(2023 年 3 月 31 日現在) | 第 39 期<br>(2024 年 3 月 31 日現在) |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 期首残高           | —                             | —                             |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | —                             | 1,420,750 千円                  |
| 時の経過による調整額     | —                             | 7,835 千円                      |
| 期末残高           | —                             | 1,428,586 千円                  |



(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の名称               | 所在地     | 資本金           | 事業の内容   | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                     | 取引の内容                  | 取引金額(注 5)    | 科目     | 期末残高(注 5)  |
|-----|----------------------|---------|---------------|---------|----------------|-------------------------------|------------------------|--------------|--------|------------|
| 親会社 | ㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0%  | 連結納税等                         | 連結納税等に伴う支払(注 1)        | 3,947,200 千円 | その他未払金 | 77,007 千円  |
| 親会社 | 三菱 UFJ 信託銀行㈱         | 東京都千代田区 | 324,279 百万円   | 信託業、銀行業 | 被所有 直接 100.0%  | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2) | 4,893,312 千円 | 未払手数料  | 790,279 千円 |
|     |                      |         |               |         |                | 投資の助言<br>役員の兼任                | 投資助言料(注 3)             | 463,416 千円   | 未払費用   | 253,093 千円 |

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の名称               | 所在地     | 資本金           | 事業の内容   | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                     | 取引の内容                  | 取引金額(注 5)    | 科目     | 期末残高(注 5)  |
|-----|----------------------|---------|---------------|---------|----------------|-------------------------------|------------------------|--------------|--------|------------|
| 親会社 | ㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0%  | グループ通算制度                      | グループ通算制度に伴う通算税効果額(注 4) | 132,303 千円   | その他未払金 | 105,407 千円 |
| 親会社 | 三菱 UFJ 信託銀行㈱         | 東京都千代田区 | 324,279 百万円   | 信託業、銀行業 | 被所有 直接 100.0%  | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2) | 5,006,309 千円 | 未払手数料  | 886,173 千円 |
|     |                      |         |               |         |                | 投資の助言<br>役員の兼任                | 投資助言料(注 3)             | 463,831 千円   | 未払費用   | 260,800 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。  
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。  
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。  
 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。  
 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等  
第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

| 種類          | 会社等の名称             | 所在地     | 資本金              | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                     | 取引の内容                 | 取引金額(注2)        | 科目    | 期末残高(注2)        |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-------|----------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行           | 東京都千代田区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業   | なし             | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 4,052,979<br>千円 | 未払手数料 | 868,785<br>千円   |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500<br>百万円    | 証券業   | なし             | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 6,661,991<br>千円 | 未払手数料 | 1,218,051<br>千円 |

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

| 種類          | 会社等の名称             | 所在地     | 資本金              | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                     | 取引の内容                 | 取引金額(注2)        | 科目    | 期末残高(注2)        |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-------|----------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行           | 東京都千代田区 | 1,711,958<br>百万円 | 銀行業   | なし             | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 4,354,007<br>千円 | 未払手数料 | 1,028,586<br>千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500<br>百万円    | 証券業   | なし             | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 7,493,449<br>千円 | 未払手数料 | 1,449,414<br>千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

|              | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 第39期<br>（自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額    | 415,979.76円                           | 454,898.22円                           |
| 1株当たり当期純利益金額 | 48,881.17円                            | 49,804.10円                            |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 第39期<br>（自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円）        | 10,342,327                            | 10,537,601                            |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）   | —                                     | —                                     |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 10,342,327                            | 10,537,601                            |
| 普通株式の期中平均株式数（株）    | 211,581                               | 211,581                               |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### ②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

MAXIS 日経225上場投信

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
『MAXIS 日経225上場投信』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における日経平均株価（日経225）（以下「対象指数」といいます。）の終値（円未満は切り上げます。）を2,000万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する有価証券（以下「信託適格有価証券」といいます。）および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項に規定する信託適格有価証券とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定めるもののうち、第21条第1号の規定に基づき投資の対象とする有価証券をいいます。

(追加信託の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5兆円相当額を限度として、信託適格有価証券および金銭を追加信託することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第46条第1項および第2項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところより、第13条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みによって生じる信託適格有価証券（第13条第1項から第3項に規定する金銭を含みます。以下第12条第2項および第13条において同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の当初の受益者は清算機関とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2,000万口を上限として、追加信託によ



って生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額（第13条第2項および第3項に該当する場合の取得申込みにおいては同項に定める経費に相当する金額を加えた額）とします。

② 削除

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条に規定する信託適格有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 取得申込者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）に対して、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、対象指数を構成する各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証

券をもって取得申込みを行うものとし。なお、当該有価証券の評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。）が、取得する受益権の評価額（第4項の取得に係る一定口数に第7項の受益権の価額を乗じて得た額をいいます。）に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当することができるものとし。

- ② 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、前項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとし。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該発行会社の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとし。
- ③ 第1項の取得申込みに係る有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第1項の規定にかかわらず、取得申込みに係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みを行うことができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第7項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の取得申込みに係る有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとし。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、その取得申込者に対し、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。
- ⑤ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする取得申込みを受け付けないものとし。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行うことができます。
  1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
  2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および株価換算係数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
  3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日
  4. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
  5. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  6. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運

用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第4項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

- ⑦ 第4項の場合の受益権の価額は、取得申込みの受付日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき信託契約締結日の前営業日における対象指数終値（円未満は切り上げるものとします。）とします。
- ⑧ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込時において、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。
- ⑨ 取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行うときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込みを取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。
- ⑩ 前項の通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑪ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込みに係る信託適格有価証券の受渡または支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより取得申込みを受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と当該第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

（金融商品取引所への上場）

第14条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。

- ② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設

したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

- ② 受託者は、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認めると委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。
- ③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第1項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。
- ④ 前項に規定する名義登録は、第32条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

（投資の対象とする資産の種類等）

第18条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限り、）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限り、）
  3. 金銭債権
- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第19条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株式

2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。

2. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
3. 第1号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。
4. 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
6. 外貨建資産への投資は、行いません。
7. デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（収益分配方針）

第22条 毎計算期末に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

- ② 売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益については、前条の規定に基づいて運用を行います。

（投資する株式の範囲）

第23条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（先物取引等の運用指図）

第24条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- ② 前項に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管

理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第31条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第32条 この信託の計算期間は、毎年1月17日から7月16日まで、および7月17日から翌年1月16日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2009年2月24日から2009年7月16日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、こ

れを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
  1. 他の受益者の氏名または名称および住所
  2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前2項に定める諸費用のほか、以下の費用（当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することができるものとします。
  1. 受益権の上場に係る費用
  2. 対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料

(信託報酬等)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の12以内の率を乗じて得た額
2. 第25条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50以内の額
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

- ② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
  1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
  2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

(収益分配金の払込みと支払いに関する受託者の免責)



第37条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の支払い)

第38条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者(以下「名義登録受益者」といいます。)として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

② 受託者は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

③ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および買取代金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金については前条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

② 受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、受託者により振替機関等の口座への増加の記載または記録が行われた有価証券および受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(追加信託金および受益権と有価証券の交換の計理処理)

第40条 追加信託の金額(追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。)は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託差金として処理します。

② 第42条に定める受益権と有価証券との交換にあつては、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換(解約)差金として処理します。

(交換請求)

第41条 受益者は、2009年4月20日以降において、自己に帰属する受益権につき、交換請求に係る一定口数(以下「交換請求口数」といいます。)の受益権をもって、委託者に当該受益権と信託財産に属する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。

② 委託者は、前項の交換の請求を受け付けた場合には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定めるところにより、第42条の規定にしたがつて前項の請求に係る受益権と信託財産に属する有価証券等(同条第4項の指図に基づいて交付される金銭を含みます。)との交換の指図を行います。

③ 受益者が第1項の交換の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④ 前項の委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行うものとします。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続きおよび第42条第5項に掲げる交換有価証券に係る振替の請求が行われた後に、振替機関は、第42条第2項の規定にしたがつて計算された当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の交換の請求を

行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 受託者は、第42条第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第42条第6項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものと取り扱います。
- ⑥ 交換に係る受益権の評価額は交換請求の受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求の受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。以下同じ。）の整数倍とします。
- ⑦ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、交換時において、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を当該交換請求を行った受益者から徴することができるものとします。
- ⑧ 委託者は、次の各号に定める日を受付日とする交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行うことができます。
  1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
  2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および株価換算係数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内
  3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日の前営業日までの間
  4. 第32条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
  5. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
  6. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき
- ⑨ 第1項の交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を取り次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。
- ⑩ 前項の通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。
- ⑪ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による交換請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた交換請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑫ 前項により交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該交換請求を受け付けたものとして前各項の規定を準用します。

（交換の指図等）

第42条 委託者は、受益者が交換請求口数の振替受益権をもって前条第1項の請求を行い、その請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数の振替受益権から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

- ② 委託者は、受託者に対し、前項の規定により計算された口数の受益権と信託財産に属す

る有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

- ③ 前項の規定にかかわらず、交換の請求を行った受益者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、前項の交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に前条第6項の規定に基づき計算された数を乗じて得た金額とします。
- ④ 第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託者は、第2項の規定にかかわらず、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。
- ⑤ 受託者は、交換のための振替受益権の抹消に係る手続きが行われたことを確認した場合に、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替の請求および金銭の交付を行うものとします。ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第4項に掲げる交換の請求を受けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。原則として交換請求の受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所等において行われます。
- ⑥ 委託者は、交換請求の受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

（受益権の買取り）

第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
  2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
- ② 受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。
  - ③ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
  - ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第1項から第3項の規定を準用します。

(信託終了時の交換等)

第44条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

- ② 前項の交換は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行うものとします。
- ③ 第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- ④ 対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取を委託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄り付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。
- ⑤ 前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。
- ⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑦ 第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを委託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- ⑧ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- ⑨ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行うことを原則とします。
1. 第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
  2. 第1項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- ⑩ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行うときは、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑪ 信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である委託者の指定する第一種金融商品取引業者に支払います。なお、当該第一種金融商品取引業者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権（第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、信託期間中において、信託財産の一部を受益権と交換することにより受益権の口数が20万口を下回ることとなったとき、または、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

2. 対象指数が廃止された場合

3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第51条第2項に規定する書面決議により否決された場合

なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および信託終了に係る金銭の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 2009年2月24日

(附表)

1. 約款第7条に規定する「別に定める金融商品取引清算機関」とは、次のものをいいます。  
株式会社日本証券クリアリング機構



 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント